

再生可能エネルギー主力電源化制度改革小委員会
(第4回)

日時 令和元年11月18日(月) 9:01~11:41

場所 経済産業省 本館17階 第1~3共用会議室

○清水新エネルギー課長

定刻になりましたので、一部委員の方、少し遅れていらっしゃる方もいらっしゃるよう
でございますが、ただいまより総合資源エネルギー調査会基本政策分科会再生可能エネル
ギー主力電源化制度改革小委員会の第4回会合を開催いたしたいと思えます。

本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

また、本日もオブザーバーといたしまして関係業界団体、関係機関の皆様方にご参加い
ただいております。オブザーバーのご紹介につきましては、時間の関係上、お手元の委員
等名簿の配付をもってかえさせていただきたいと思えます。

それでは、山地委員長に以後の議事進行をお願いいたします。

○山地委員長

では、第4回になりますが、会合を始めたいと思えます。

前回は、電源特性に応じた制度構築のうちの、地域活用電源に関する制度設計のあり方
についてご議論いただきました。

本日は、第1回の委員会で論点と整理した中で残っております、適正な事業規律のあり
方、それから、再エネ主力時代の次世代ネットワーク、その他の論点、これについてご議
論いただきたいと思えます。

事務局から資料の確認をお願いします。

○清水新エネルギー課長

本日の委員会はユーチューブでライブ中継をしております。ユーチューブでごらんの皆
様方は、経済産業省のホームページにアップロードしておりますファイルをごらんくださ
い。

本日の配付資料でございますが、配付資料一覧のほうにございますとおり、議事次第、
それから委員等名簿、座席表に続きまして、資料1として、地域に根差した再エネ導入の
促進、資料2として、再エネ主力時代の次世代ネットワーク、資料3として、再エネ特措
法で検討すべきその他の論点をご用意してございます。

○山地委員長

資料のほう、よろしゅうございますでしょうか。

きょうの議事ですけれども、前半、後半、ちょっと2つに分けたいと思えます。

まず、前半が資料1に基づいて、適正な事業規律について、後半は資料2と3で、次世
代ネットワークとその他の論点、こういうふうに前半、後半を分けて議論したいと思いま

す。

それでは、まず、資料1のご説明をお願いいたします。

○清水新エネルギー課長

それでは、資料1、地域に根差した再エネ導入の促進のスライドを開いていただけますでしょうか。

まず、2ページ目で、本日ご議論いただきたい論点ということで、もともと第1回のときに提示しました論点の中の論点2、適正な事業規律のあり方というところがございます。適正な事業規律のあり方を通じて、結果的には地域に根差した再エネ導入の促進を目指すということで、表題については「地域に根差した再エネ導入の促進」というふうにさせていただきます。

めくっていただきまして、3ページ目のところがございますが、全体の問題意識、この地域に根差した再エネ導入の推進の意義というところがございますが、最初のところのポツにございますとおり、再エネが地域で信頼を獲得し、地域社会と一体となりつつ、責任ある長期安定的な事業運営が確保されることというのが、再エネの主力電源化、持続的な導入の拡大に向けて不可欠であるというところがございます。

こうした問題意識の中で、これまでも、特に安全の確保、地域との共生、太陽光発電設備の廃棄対策といったような形で取り組みを進めてきたところがございます。その中で、効果も出つつある一方で、引き続き、事業実施に対する地域の懸念というものは顕在しているというような状況で、こうした懸念を払拭して、責任ある長期安定的な事業運営が不可欠であるというような状況でございます。

こうした中で、今回の資料でございますが、この下にございます検討事項ということで大きく2つの方向性、1点は、左側のところがございますが、地域社会からどのように信頼を勝ち取るか、信頼を確保するかということで、適正な事業実施の確保ですとか、廃棄等費用の確保ですとか、安全対策といったような取り組みをどのように強化していくか。

それから、2点目の大きな固まりとして、右側のほうでございますが、地域と共生した再エネ事業の形成ということで、一部の事業者さんのほうで積極的に既に取り組みされているところがございますが、地域と共生したような事業の形成に向けて、これをどのように促進し促していくのか、また、地元との対話を進めていくのかといったようなところが大きな方向性として重要だというふうに資料で整理をさせていただきます。

以下順番に、この信頼確保、それから、共生した事業の形成という大きな固まりを順番にご説明させていただきます。

続きまして、4ページ目でございますが、参考としてこれまでの対応でございますので省略させていただきます。6ページ目のところがございます。

まず、地域社会からの信頼確保に向けた適正な事業実施に向けまして、これまでの取り組みと今後の対応ということで、1点目が標識・柵塀の設置義務への案件に対する厳格な対応ということでございます。

これでの取り組みといたしまして、標識・柵塀の設置について義務づけをいたしまして、これまでも口頭指導、現場確認の中での改善といったことを進めているところでございます。

3つ目のポツでございますが、ことしに入りまして認定件数の多い関東、中部、近畿の区域におきまして、132件のものに対して口頭指導を実施してきております。その中で、83件については、改善が確認できております。残りについては、現状対応中ということでございます。

この状況も踏まえまして、今後の対応ということで、今申し上げました改善途上というものも含めて、一定期間を経ても改善が確認されないものにつきましては、法律に基づく指導、改善命令、認定取消といった厳格な対応を速やかに行っていくということ。

それから今年度、さらに300件程度の全国の設備について、標識・柵塀の調査を行いまして、実態把握に努めるというようなことを行っていくということで、こうした実態把握や現状の取り締まりの状況なんかも踏まえまして、引き続き厳正な対応を行うということと、さらなる効果的に進めていくための体制づくりといったことも検討を進めていくというようなことを考えてございます。

めぐりまして、7ページ目のところは参考なので省略させていただきまして、8ページ目、もう一点、厳格な適正な事業実施の確保に向けた取り組みといたしまして、公表情報の拡大といったことを進めてはどうかということでございます。

公表情報でございますが、右下のところは現在の公表情報とございますが、これまでも法律に基づきまして、計画に記載された事項の発電事業者名ですとか発電出力といったような点について、ホームページ上に公表してございます。

さらなる地域との共生を進めていくという観点から、地域住民から求められている情報ということで、さらに例えば稼働・未稼働の状況ですとか、運転開始期限といったような計画に記載のないものも含めて情報を公表していくといったようなことも、今後進めていくはどうかというのが2つ目の取り組みでございます。

続きまして、地域からの信頼確保に向けた2つ目の固まりということで、廃棄費用の確保というところでございます。

10ページまで進んでいただけますでしょうか。

10ページ目で、廃棄費用の確保に向けた制度ということで、これまでもご説明してきているところでございますが、太陽光パネルにつきましては、有害物質を含み、不法投棄といったような地域の懸念が顕在化しているという中で、これまでも廃棄費用の計上を求めてきたところでございますが、積立てと事業者が2割以下というような状況でございまして、専門的なワーキンググループということで、廃棄等費用確保ワーキンググループを立ち上げまして、ことしの4月以降、整理をしてきてございます。その結果について、今の現状についてのご報告をさせていただきたいと思っております。

11ページと12ページ目のところで、検討状況詳細を書かせていただいておりますが、

飛ばさせていただいて、13ページのところの表の中でまとめてご説明させていただきたいと思っております。

ワーキンググループのほうで検討した上での積立制度の具体的な案でございますが、13ページの左側のところ、「原則、源泉徴収的な外部積立て」ということでございます。

上のところから順番に、まず積立て主体ということで、認定事業者が積立てをしていくということ、それから3つ目のところで、積立金額水準・単価というところで、積立て水準につきましては、それぞれの認定事業者さんの認定の際の調達価格の算定において、想定されている廃棄費用ということで、資本費の5%ということがこれまで基準になってございますが、それぞれの算定されている費用について積立てをしていただく。積立てについては発電量（キロワットアワー）ベースで積んでいくといったような仕組みでございます。

それから、続きまして、積立て時期でございますが、調達期間終了前の10年間としてはというふうに考えてございます。

この部分につきましては、積立期間につきましては、調達期間20年ということも踏まえまして、さまざまな議論がワーキングのほうでもございましたが、例えば運転開始期限というものが設定されている中で、新規の事業者さんにつきましても、20年ではなく、18年とか17年といったことになられる事業者さんもいらっしゃるという中で、個別の事業者さんごとにそれぞれ積立期間が違うということになりますと、非常に制度が複雑になるというようなこともございまして、制度をシンプルにしていくということも同時に重要ということで、調達期間終了前の10年間ということで一律にしてはどうかという案になってございます。

それから、頻度につきましては、現行制度のもとでは大体月に1回ということ、それから続いて使途・取戻しというところでございますが、まず取戻しにつきましては、廃棄の処理が確実に見込まれる資料の提出をあわせて求めるということで、せっかく積み立てたお金が最後の段階で流出しないようにしていくような措置を講じるということ。

それから、取り戻したできる要件というか、タイミングでございますが、まず調達期間終了後につきましては、事業終了・縮小のほか、パネルを交換して、FITで新しく事業を継続するといった場合についても、取戻しを認めるということ。

それから、調達期間中につきましては、これは明確に事業を終了、それから縮小といった場合について取戻しを求めるということで、例えば一部パネルが破損したため、そこで積立金を取り戻しつつ、さらに事業を継続するといったことになると、制度の意義がなくなりますので、事業終了・縮小のみを認めるということでございます。

それから、積立金の確保・管理ということで外部に積み立てて、しっかりと管理をするということでございます。

それから、右側のところでございますが、例外的な措置として、内部積立てを許容するというところで、一番右下のところ、積立金の確保管理のところでございますが、積立て主

体が使途が限定された預金口座、または財務諸表によって廃棄と費用を計上することに確保等々の一定の条件を満たすものについては、内部積立てを許容してはどうかというふうな案になってございます。

14ページ目以降は参考でございまして、14ページ目のところ、簡単にご説明させていただきますと、各年ごとに一番上の段、調達価格ということで決まっております。

先ほど申し上げました積立額というところですが、上から赤枠のところの3つ目のところ、廃棄等費用総額というところで、毎年、すみません、その一番下のところの一番下、調達価格換算10年回収というところが、キロワットアワーベースでそれぞれこの廃棄等費用総額も踏まえた実際の積立てがキロワットアワーベースで、こういった金額になるといったようなものでございます。

それから、15ページ目は廃棄の実際にかかる費用の調査結果ということで、参考で省略させていただきます。

以上が、廃棄をした場合の最終的な事業終了時のお金を保全するための廃棄費用の積み立てということの法制化の措置の説明でございまして。

続いて、今度16ページのところで、保険加入の努力義務化ということで、途中で災害等で破損した場合に備えた保険加入の努力義務化ということでございます。

最初のポツのところの3行目のところでございますが、災害等により積立担保制度による今の制度による積立て開始前の廃棄処理ですとか、事業途中での修繕をする場合については、これは各太陽光発電事業者による独自の積立てや保険への加入による手当てされることが期待されるということでございます。

この左下のところで、保険加入の低圧の事業者さんですと約3分の1、32の方が保険に加入していないというような状況でございまして。

こうした状況の中、また、災害後への備えを促すという観点を踏まえまして今後の対応案というところの一つ目のポツでございまして、新規認定案件、既認定案件ともに、火災保険、地震保険等の保険への加入を努力義務ということでまず課すというようなことで、まず保険加入していくことの重要性といったことをしっかりと認識していただきつつ、加入を促していくというような取り組みを進めてはどうかというようなことでございます。

続きまして、信頼確保の3点目で安全対策の強化という点でございまして。

18ページ目のところでございまして、小出力再エネ発電設備に対する電気保安規律の確保ということで、この下のところに太陽光と風力についての保安規制の全体の体系がございまして。

それぞれ赤いところがあると思いますが、その赤い四角のところの上のところ、報告徴収、事故報告とございまして。何か不適切な事案・事故が起きたときについての報告徴収、事故報告といったことについて、現状、太陽光については50キロワット以上、風力については20キロワット以上を対象にしてございます。

今後、小出力の再エネ発電設備がふえている、それから事故がふえているということも

含めて、さらに小さいものについても、こうした報告徴収や事故報告の対象として義務化をしてはどうかというような方向で、こちら電力安全課さんのほうで検討が進んでいるところでございます。

続いてもう一点、19ページ目のところで、現状の対応の方向性でございますが、太陽光発電設備の電気保安の確保に向けた対応ということでございます。

この真ん中のところに幾つか絵がございますが、設備の設置形態の多様化ということで、従来であれば屋根の設置、それから平地に野立てで積まれているといったような形のものが多かった中で、例えば水上設置型といったことも含めて、さまざまな形で設置がされていると。それから説明前後して恐縮ですが、左側のところ、設置者の多様化ということで、必ずしも専門知識の十分じゃない方がいらっしゃるというようなことも踏まえまして、これまで電気事業法の中の全体の中の技術基準という形で措置をしてきたところでございますが、太陽光発電に関する技術基準の明確化といったことも踏まえて、新たに太陽電池発電設備の技術基準ということで、特出ししたような技術基準といったもので、よりわかりやすく、またどのような仕様が必要かといったことについて、基準を設置していくというような方向で進めていってはどうかということで現状検討しているところでございます。

以上までが地域社会からの信頼確保に向けた取り組みということで、適正な事業実施の確保、それから廃棄費用の確保、それから安全対策といったようなことについてご説明をさせていただきました。

続いて2つ目の大きな固まりといたしまして、地域と共生した再エネ事業の形成をどう進めていくかというところの1点目ということで、地域共生型の事業の導入の促進ということで、21ページに進んでいただければと思います。

前回ご議論をさせていただきました地域活用電源の問題意識と同じくするところでございますが、これまでの取り組みのところの最初のところのポツにございますとおり、再エネ事業が持続的・安定的に営まれていくためには、地域と共生するようなモデルをしっかりとどうつくっていくのかということ。その中でこうしたモデルを抽出し、その好事例や普及展開をしていくということがあわせて重要だというふうに考えてございます。

3つ目のポツのところでございますが、実際にこのエネルギーの地産地消、地域のレジリエンス強化、地域循環型といったような、こういう要素を持つような分散型エネルギーシステムといったものがこうした問題意識のもと各地で生まれつつあるといったようなところでございます。

こうした中での今後の対応ということで、やはりこういった取り組みについて積極的に評価をし、世の中に発信していくといったことについて、行政としてもしっかりと取り組んで引きいくべきではないかということでございます。

今後の対応（案）のところでございますが、例えばこの2つ目のポツにありますとおり、地域共生型の事業者さんのマークですとか、賞などといったような形でこういった取り組みを優良事例として進めていきたいといったものを明確化しながら、経済産業省のホーム

ページなどのプラットフォームの中で積極的に評価・PRしていくといったような取り組みを進めていってはどうかといったようなことでございます。

22ページ以降は今申し上げたような地域共生型の事例ということで、これまでの審議会でもご説明させていただいておりますので省略させていただきますが、22ページ目のところとして、地域マイクログリッドの事例ということで、宮城県大衡村のF-グリッドの事例、それから続きまして23ページでございますが、地熱発電ですとかバイオマスといったようなものの中で、売電を行わず自家消費をされているような仕組みですとか、地域の中での資源を有効活用しながら、バイオマス発電の発電時に生み出される熱を地域で有効活用するような事例といったような事例の紹介でございます。

同じく24ページ、地域の再エネをレジリエンスの対策として利用しているというような事例、それから最後の25ページ目で岡山県真庭市の事例でございますが、地域循環型のエネルギー事業ということで、地産電源を活用した事業を実施しながら、雇用の創出といったようなことも行われているといったような取り組みを参考として載せさせていただいております。

続きまして、最後のところでございますが、地域と共生した事業の形成に向けて地元での対話をいかに促進していくのかというところで、自治体さんと事業者さん、それから経産局も含めた地元での対話を促進していくといったようなことが重要ということでございます。

その中で、27ページのところで地域連絡会の活用というところで書かせていただいております。

これまでの取組のところの2つ目のポツのところでございますが、FITの仕組みの中で、地域ごとの特性や事情も踏まえた再エネの普及を進めていくという観点からは、一方的、一律的に国が法令で求めるのではなくて、条例でやっていくという中で、地方自治体さんによる条例策定といったような自律的な制度整備が必要という中で、国としてもこうした取り組みをしっかりと支援していくということが求められているというふうに認識してございます。

こうした問題意識のもとで、3つ目のポツのところでございますが、これまでも自治体と関係省庁が参加する連絡会ということを設置して、これまでも3回実施をしてきているということでございます。

ちょっと小さい字で恐縮でございますが、左下のところに開催実績ということで3回分書かせていただいているところでございます。

今後の対応ということで、何か新しい取り組みを大きくしていくということではございませんが、こういった取り組みをしっかりと進めつつ、さらに自治体さんとコミュニケーションを国としてもしっかりと図りながら、連携を深めていくということが必要ではないかというふうに考えてございます。

最後のページでございますが、自治体における再エネ発電事業に関する条例の例という

ことで、多数ございますが、3つほど掲載をさせていただいてございます。

それぞれ、静岡県富士宮市さんの事例では、市長への届け出と市長の同意が必要、それから兵庫県さんの事例ですと、知事への届け出が必要、それから、和歌山県様の事例ですと、知事の認定が必要ということで、再エネ発電事業を実施する際に自治体の認定ですか、届け出といったような形で関与されているといったような取り組みが各地で進んでいるところでございます。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、皆様からご意見、あるいはご質問いただきたいと思えます。

毎回申し上げておりますけれども、発言ご希望の方は、ネームプレートを立てて意思表示をしていただきたいと思います。

また、これも毎回申し上げておりますけれども、一般傍聴、インターネット配信で行っていますので、視聴者の方が聞きやすいようにマイクを近づけてご発言いただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

いかがでございましょうか。

毎回のようですが、長山委員からお願いします。

○長山委員

すみません、ありがとうございます。

13ページの内部積立てと外部積立ての比較について、これは何度も指摘させていただいたことなんですけれども、外部積立てにすると、やっぱり金利の問題ですとか機会損失の問題とかそういうことがあるので、こうやって例外的に内部積立てを許容するからには、やはり外部積立てから内部積立てに移行するとこんないいことがあるんだよと、政策的にも事業者とこんなにウイン・ウインの関係を築けるので移行しましょうよというストーリーラインというか、そういうダイナミックな政策的な移行するための何かがないと、単に今企業規模が大きいから内部積立てを認めますよということになってしまうので、もっとこういう政策的な意図が入ったような表にするといいのではないかというふうに思います。それが1点目です。

それと、あと16ページの保険の努力義務化なんですけれども、これは最近いろいろな台風や洪水が多いので、そういったようなことにこの太陽光パネルの保険が流用させられないように、ちゃんと分けておくようなことが必要ではないかと。そしてまた、努力義務ということなので、保険に入らなくてもペナルティはないというふうに理解しております。

あと、21ページの地域共生型再エネの評価ということで、まずこれを議論する前に、地域共生型再エネというのは何なのかという定義が必要で、世界風力エネルギー協会が、地域コミュニティパワーの3原則というのを発表してまして、その基準が3つあって、ロ

一カルなステークホルダーがプロジェクトのほとんど、もしくはすべてのオーナーシップを持つが1個目、2個目が地域の組織が投票権のコントロールを持つ、3点目が、社会的経済便益の多くが地方に行くという、その3つを満たさないといけないということなので、まず定義が必要であるということがまず1点あると思います。

次に、一応これは再エネの評価ということなので、水素も再エネ由来の水素というの必要で、愛知県さんなんかは、再エネから水素をつくって、それを評価して公表する仕組みをつくっているの、そういったようなこと、水素も入れたほうがいいのではないかと思います。セクターカップリングの観点ということだと思います。

あと、プラットフォームを用意して、積極的に評価、PRだけではなくて、マネタイズする仕組みというのが必要かと思っていて、ドイツでは、地域でつくった電力には地域証明というのを発行してギャランティオリジン、原産地証明と一緒に管理しているんですけども、同じような感じで地域証明みたいなものを発行して、今後それをマネタイズできるような仕組みにしていくとか、そういったような取り組みが必要なんではないというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

本件、大体今まで議論されてきた方向性なんですけれども、賛成という形でも結構でございますので。

それでは、まず岩船委員、それから大貫委員、桑原委員と、こういう順番でお願いいたします。

岩船委員、お願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。

特に異論とかあるわけではないんですけども、一番最初の地域共生のところ。適正な事業実施の確保というところで、6ページ、7ページですけれども、この点に関しては以前から申し上げているんですが、認定がもう70万件もある50キロワット以下の設備をこんなふうに管理してはとて間合わないだろうということで、もっと違うスキームを考えていくべきではないかというふうに思います。

I Tの時代なので、ユーザーから、トップページの下のところ、通報フォームに寄せられた住民のコメントみたいなこともあります。こういうことをダイレクトに地図とひもづけたり、写真を撮ってもらってアップしてもらったり、あとは航空写真とひもづけるとかですね。そうすると該当する発電事業者にはすぐに連絡がいて、その人がちゃんと対応したら済みとするとか、証明も写真で載せてもらうとか、そういうようなサイトを構築したりして、なるべく事務コストを減らして、だけど全国からわざわざ情報を寄せてく

ださる方のマンパワーをうまく活用していくような方法というのをぜひ検討してほしいなというふうに思います。

これは、18ページ以降の電気安全規律の確保対象を広げるという話にも恐らく使えるのではないかと思いますので、ぜひ検討していただきたい。

その際には、国が管理はするとは、メインにはなると思うんですけども、自治体さんなんかも使いやすいように、自治体さんのほうも、恐らくリソースはなかなか限られているので、難しいとは思いますが、うまく使えるようなツールにしていいただければなというふうに思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大貫委員、お願いします。

○大貫委員

ありがとうございます。

山地委員長からお話があったように、全体についてどう思うかということですが、基本的にこういう方向でよろしいのではないかというふうに思っております。

そのことを前提にして、2つほど申し上げます。

一つは公表のところでございます。

公表のところですけども、岩船委員が言われたところとも密接にかかわると思うんですけども、極めて多くの物件があって、与えられた行政リソースでは十分に執行体制をきちっとしていくのが相当困難であるというのがわかります。

さはさりながら、やはり行政のほうでもきちっと対応してもらおうということは必要だろうと思います。

それに加えて、現実的に考えると、市民に法執行プロセスに参加してもらおうという視点も必要ではないかというふうに思います。

公表情報の拡大というのはいろんな目的を持っていると思うんですが、そういう側面もあると思っています。

市民に、例えば工事届け出の段階で、工事保守点検責任者というのを多分届け出ていると思うんですけども、そういうものをちゃんと記載させるとか、それから柵塀を設置することは義務になっているわけですけども、そのことが義務化されているということをきちっと公表するとかですね。

それから、これは適切な法執行とはちょっと性質が違いますが、廃棄費用をきちっと積み立てているというようなことも書いてある。これは法執行というよりは安心感を与えるという、ちょっと先ほどの数字とは違いますが、そういうこともできますので、この公表情報は、ぜひとも今言ったような観点から、市民を法執行にどのように参加させるかという観点から、幅広く考えていただきたいと思います。

その際、行政法学的にちょっと注意すべき点は、この公表が制裁の意味を持っているとなると非常に面倒くさいことになります。手続を踏めとかそういうことになりますので、あくまでも情報提供であるという立てつけにさせていただく必要があるというふうに思っております。これが第1点でございます。

それからもう一点は、廃棄費用のいわゆる確実な積立てを担保する制度、これは基本的にこれでやっていただきたいと思っているんですが、1点だけ、当然、皆さんご案内のように、調達価格の中に廃棄費用というのは含まれているわけですから、これは別に取られて当然のことであるというふうに思っています。むしろ、こういう仕組みをつくって、ちゃんと確保できるようにしていただいたほうが、業者にとってありがたいだろうというふうに思っているくらいであります。

そういう前提のもとで、積立期間・時期の件なんですけど、調達終了前の10年間、このこと自体には反対はしないんですが、直ちに積立てを求めてもよろしいのではないかと私は思っております。

新規の方でも、最初10年間はこの制度が働かないということになると、そこは保険等で自主的に対応してもらえないわけですから、そういうことではもう全部網かけをして、つまり20年間というふうにしてよろしいのではないかと思います。

このようにすることが、先ほどご説明にあったように、ばらばらになるという問題点がある。17年とか18年とか、そういう人が出てくる。そこは僕は、余り大して大きな問題ではなくて、先ほど申し上げたように、そもそも自分で対応しなきゃいけなかったことを制度的に対応していただいているわけですから、公平とか平等とかという観点とは全く違うのではないかと思っております。

ということで、積立て時期は、既に終わってしまったところがあるわけで、それも含めて、今後は20年間、もう終わってしまったところは、もう過ぎてしまったところはしょうがないので、それはそれで対応。もし制度が複雑すぎて対応できないということであれば話は別ですけども、できれば20年原則にさせていただきたいというふうに私は思っております。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

次、桑原委員ですけれども、その後、高村委員、圓尾委員といきたいと思います。

桑原委員、お願いします。

○桑原委員

ありがとうございます。

私も、全体については基本的に異存ないんですけども、今、大貫委員からもコメントがありました廃棄等費用の確実な積立てを担保する制度、12ページのところで1点、コメントをさせていただければと思います。

この中で競争電源の市場への統合を図っていく新制度との関係というところがございまして、新制度の適用を受ける案件についても、この廃棄等費用の積立てを担保する制度の対象とする方向性が示されております。

このことについては、私も異論はないんですけれども、いろいろ議論させていただいたF I Pの制度の場合には、プレミアムの支払いというのが、卸電力市場の市場の動向ですとか基準価格の設定によっては、そもそもプレミアムが支払われないケースがあるというような議論があったと思います。そうしますと、F I Tの場合には、固定価格での買い取りの中で、確実にこの積立金というものを相殺等で処理していくことが可能だと思うんですけれども、F I Pの場合には、場合によっては時期によってプレミアムの支払いがないので、積立ての原資を相殺等の処理で得ることができないということもあり得るのではないかと思います。

そうしますと、F I Pの場合には、期間、それから内部積立ての義務などと併用するようなことも含めて、ちょっと検討が必要ではないかと思しますので、その点について詰めていただければと思います。

あともう一点ですけれども、今、調達期間20年のうち、終了前10年間にするかどうかというところがございましたが、ここも実施時期等によって、F I T、F I Pの適用期間にずれが出るんだとすると、ここは実務的に回る範囲で、ただ、最終的に確実に、先ほどのプレミアムもそうですけれども、確実に担保されるという方向性でご検討いただければどうかというふうに思っております。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

3点申し上げたいと思います。

1つは、保険加入の点でありますけれども、こちらに提示をされている案に異論はございませんで、むしろ、若干気になっている点を申し上げたいと思っているんですけれども、何かといいますと、これは事務局の案にも示されているように、現在、かなりの割合の高圧、低圧ともに、保険に入っていらっしゃるといのは大変ありがたいというふうに思います。他方で、やはり運転維持費に占める保険料の割合というのが、現時点でもかなりの部分を占めているというふうに思っております、特に地震保険を含めますとそういう水準だと思います。

保険加入の努力義務化のほうを、当面、私自身、支持する理由というのは、特に昨年、今年、自然災害で、火災保険料自身がやはり上がる方向にあり、あるいは付保をできるかどうかということも、保険業界の中では一つの考え方としてあり得る状況だというふう

に理解をしております。そういう意味で、一足飛びに保険の義務化というよりは、努力義務化を通して、その実施を見ていただきたいというふうに思っているということです。

他方で、きちんと適正処理ないしはリサイクルをされるという本旨は非常に重要な点だと思っております。一番よいのは、事故ないしはこうした自然災害あるいは地震といったような形で被災をしないのが、事業者にとっても最もよい結果だというふうに思っております。その意味では、積立であるいは保険の制度と加えて、ぜひ事務局のところをお願いしたいのは、そうした災害による被災あるいは適正な廃棄、リサイクルがきちんとされる全体的な仕組みをどうするかというところをご議論いただきたいと思っております。

1つは立地に関して、災害との関係でいくと、やはり立地の規制、指導というのが非常に重要だというふうに思っております。これは、この資料1の最後のほうにあります、地域連絡会等々を通じて、既に条例等で、斜面地の規制への立地規制等々の対応をされているところもあると思っておりますけれども、こうした、やはり地域の立地の規制ないしは指導というのが、こうした災害による影響をそもそもこうむらないという、リスク回避するという意味で非常に大事ではないかという点が1つでございます。

もう一つは、やはり今10年積立てか20年積立てかという議論はありますけれども、本質的にはやはり事業者に適正廃棄の義務をきちんと課して、それをちゃんと実施をさせる。それを、ある意味で経済的にきちんと担保するための積立であり保険であるということだろうと思っております。これは経産省さんとともに、恐らく所管でいけば環境省さんだと思いますけれども、そうした全体的な、もともとの制度が必要としている適正廃棄というものをどうやって確保するかということについてご検討いただきたいというふうに思っております。これが1点目でございます。

2点目は、スライドの19にございました安全対策についてであります。

基本的に賛成、全く異論はございませんけれども、過度に一定の現状のスペックを固定をしないような形をご配慮いただきたいと思っております。といいますのは、同時にやはりコスト低減に向けた技術開発を促進、促している最中だというふうに思っております。そうした技術開発がうまく反映される、技術が使われていくということ自身が、太陽光の発電コストを下げていくというために非常に重要だというふうに思うからです。そういう意味では、技術の最先端の開発を促進し、それがこうした保安の基準においても反映されるように見直し、あるいは情報収集を含めた見直しをしていただきたいということが要望でございます。

最後の点は、スライドの21のところにあります地域と共生した再エネ事業の形成のところであります。

どなたかご指摘があったように思いますが、やはり地域と共生が果たされているという基準と選択といいましょうか、選定の基準と選定の方法が多分、非常に大事だと思っております。

地域活用電源の要件は議論をすすると思っておりますが、恐らくここで推奨されて褒めてあげる

という趣旨は、恐らくそれ以上の地域共生の効果、優れたものということ想定されてのご提案だというふうに思っております、その意味で、地域共生等を果たされているという選定の基準、それから選定の方法についてさらに検討いただきたいと思います。

1つは、先般11月1日に分散型プラットフォームの集まりを拝見いたしましたけれども、大変多くの自治体、事業者、関係者が集まっております、非常にこの分野でも関心が高まっていると思うんですけれども、これは環境省さんとの多分連携チームでやってらっしゃると思うんですが、環境省にとどまらず関係省庁と協力して、先ほどの選定の基準、方法についてご検討をいただければというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

私も特段異論はないのですが、その積立て時期、大貫委員がご指摘の点について、私もお話をしておきます。

事務局のご説明にあったように、制度をシンプルにつくり上げたり、既存のものへの適用ですとか、様々なことを考えると、期間終了前の10年間でいいのだろうと思います。

ただ、その目的である地域社会からの信頼を得て、つまり地域住民の方に安心をしていただくという点だけから考えると、事業が始まった時点で廃棄の費用などは既に用意しています、という状態であるべきだと思います。

つまりそれは、単発の地点しか事業をやっていないような、小さな会社が事業をやって、1年、2年で台風だの地震だので設備がぐちゃぐちゃになり、それでもうビジネスやめますとほったらかしにされた場合には、前倒しで用意されていないと対応できないということです。ただ、複数の地点である意味ポートフォリオを組まれていたり、また再エネ以外のビジネスをやることで、キャッシュをあてがうことができたり、さらにはご提案にあるような保険に入ることで、いざという場合にはキャッシュが手当てできる等々の形で、地域住民の方への安心感をほかの手段で獲得していくことも可能だと思います。

ですから、この点においては、今後の事業者さんの振る舞いによっては、場合によっては変えていく可能性のある制度だという認識で、この期日でスタートするというのが良いと思います。

つまり、私が申し上げたいいろいろな手段によって、いざというときには大丈夫だと皆さん思っていただけるように事業者さんが行動していただければ、最後10年間でいいと思いますし、単発の発電所しか持っていないくてリスクがさらされているのに保険もかかっていない、というようなのがまだまだたくさん存在するようであれば、皆さんご指摘のようにもっと前倒しで、トップヘビーな形でキャッシュアウトを求めるということも必要だと思います。これでスタートしながら、追い追い事業者の行動を見て判断するというのでい

いのではないかと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

オブザーバーの方から幾つか立っていますので、私の把握している順番で、まず日本商工会議所、石井さん、それから経団連の谷川さん、それと風力発電協会、祓川さん、とりあえずまずこの順番で行きたいと思います。

石井さん、お願いします。

○石井オブザーバー

ありがとうございます。

私どもは、再エネ導入を拡大していく上で、地域と再エネの共生がまずもって必須であるという認識に立っております。

好事例を適正に評価し、そうした情報を発信していく、そういった一方で、不適切な案件に対しては厳格に対応するといった今回の方向性については、支持させていただきます。

他方、6ページにありますような義務違反につきまして、例えば改善の見られない案件については、到底責任ある安定的な事業運営ができるとは思われません。

したがって、速やかに認定を取り消すといったような対応も進めていただくことを検討していただければと思っております。

また、公表情報の拡大につきましては、8ページにありますような今後の対応（案）に加えて、例えば標識、柵塀の設置状況も公表情報に含めるといったような案も考えられると思いますので、ご検討いただければと思っております。

もう一点、廃棄費用の確保の部分ですが、原則源泉徴収的に外部積立てを設定するといった方向性については支持いたします。

その上で2点を申し上げさせていただきます。

積立金の水準についてですが、案では、調達価格算定委員会、また最低落札価格を基準に調整するという案が提示されています。しかしながら、例えば製品の寿命よりも前に廃棄される製品も出てくるでしょうし、また、パネルの大量廃棄による費用の高騰も危惧されます。

持続可能な制度の構築のためには、適切な処理費用がリサイクラーに回るということも重要な視点ですので、引き続き廃棄費用に関する情報収集を続けていただいて、積立金が不足することのないよう、安定的な設定を心がけていただきたいと思います。

2点目、積立ての開始時期についてです。

既にもうご意見が出ていますけれども、13ページにあります一律に調達期間の終了前10年間とする案が提示されていますが、これを逆に捉えて、10年間積立てしなくてもよいといったようなモラルハザードが生じることを危惧しております。10年より前に早めに積立てを開始する太陽光発電事業者に対しては、何かインセンティブを付与するといったよう

な選択肢も設定してもよいのではないかと考えておりますので、ご検討いただければと思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、谷川さん、お願いします。

○谷川オブザーバー

公表情報の拡大やF I T制度の執行強化、太陽光の廃棄等費用の積立てについて、今回お出しいただいた方針に基本的に賛同いたします。

F I T案件の情報公開は、地域共生の観点はもとより、国民負担による補助を受けていることに伴う責務としても重要だと考えます。住民初め国民が、設備が適切にメンテナンスされているかといった点を判断する一助として、稼働・未稼働の別だけではなく、稼働済み案件の過年度の発電電力量の実績の公表についても検討してはどうかと考えます。

次に、2016年のF I T法改正により、制度上要求される事業規律の水準は、相当程度引き上げられたと認識しています。他方で、資料にも記載いただいておりますとおり、いまだにしかるべき標識がないような案件も散見されると聞いています。主力電源化にふさわしい規律の確保に向けて、法令の適切な執行に取り組んでいただきたいと思います。

太陽光の廃棄等費用の積立てについては、最終的に排出者が責任を負うことが改めて明確化されたことを評価いたします。

現実には、必ずしも制度的に積み立てた資金だけで廃棄コストが100%賄えるとは限りませんが、調達価格の中に廃棄費用も織り込んでいる以上、追加的に国民負担が発生することのないよう、各事業者が責任を持って廃棄を行う仕組みとしていただきたいと思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、風力発電協会、祓川さん、お願いします。

○祓川オブザーバー

ありがとうございます。

今、事務局からご説明いただきました全ての内容につきまして、賛成いたします。

委員の先生方の中から、保険料、保険につきまして、一部、原則として全て保険を付保させるべきではないかのごときご指摘がございますが、事故と保険料の兼ね合いというようなことから考えますと、事故率とか事故額によって保険料が上がったり下がったりするというようなことだというふうに認識しております。

保険についても、火災保険、地震保険、損害補償保険、第三者賠償というのがございまずし、じゃ、限度額をどうするかとかいろいろあると思います。それは、基本的には事業

者の判断に委ねるべきものであって、一律に国としてこうあるべきだというのは、私はいかなるものかと思えます。

また、資金力が潤沢な企業の場合は、基本的に保険料は、トータルで私ども考えますと、事故に対して高くなっているというのが実態でございます。そうでないと、保険会社はなり立たないということなので、保険額・料あるいは保険をかけないということについては、ある一定の裕度を持たせていただくというようなことが必要だというふうに考えております。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、オブザーバーの方がまだ2つ立っておりますので、まず、エネットの川越さん、それから、太陽光発電協会の鈴木さん、それから大石委員と、こういう順番で回したいと思えます。

では、川越さん、お願いします。

○川越オブザーバー

ありがとうございます。

1点だけ、太陽光発電設備の廃棄等費用の確保について、小売事業者の立場から1点申し上げます。

11ページに記載のとおり、積立対象が、太陽光発電が50万件以上あります。そういう中で、FITの認定事業者と小売事業者の間で特定契約を変更するという事は、非常に膨大な交渉コストがかかります。

既にここの廃棄等費用確保ワーキンググループでは、個別の特定契約の変更せずに、積立を可能とする図式もご検討中だと認識しております。ぜひ、社会コストの抑制の観点から、こうした制度措置を確実に実現するようにお願い申し上げます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、鈴木さん、お願いします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

16ページの保険加入の努力義務化についてでございます。

廃棄費用等の積立の制度につきましても、事業者と、それから関係者の方々、こういった制度の必要性、より確実な費用確保のための必要性などの認識をいろいろ共有しながら進めていただいていると思えます。

それと同じように、この保険につきましても、この保険の義務化ということ視野に入れるのであれば、災害時を含めたこういった廃棄費用の取り組みの重要性ということをより関係者に正しく周知して、課題なども認識していくことが重要かと思えます。そういっ

たところを含めた取り組みを、ぜひ事業者へのヒアリング等も行い、進めていただきたいと思いを。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。

私は、この廃棄のほうのワーキングに入っておりましたので、今、先生方のご意見を聞きながら、またいろいろと考えていたんですけれども、まず1点、積立ての期間について、ワーキングの中では、おおよそ後半10年ということで、多くの委員の方たちのご意見としては手間ひま、それから社会的な経済コストを考えると仕方がないのではないかなという方向で、私もそういう面もあるかなと思いつつ、しかし、住民の立場といえますか、国民の立場からしますと、やはり災害は後半の10年に起きてとは限らないわけで、いつ何どき何が起きて、廃棄の費用が必要になるかわからない中で、できれば希望としては、やはり当初から積み立てていただくというのが一番望ましいというふうに、私自身は思っておりました。

ただ、そのかわりとして、後半10年で積み立てるのであれば、前半の10年を補うためにその保険加入というのをぜひ努力義務化してほしいということで、事務局のほうでもこの案を出してくださったんだろうと思っております、それは支持しますが、ただ、この中にありますように、保険料が今後低減する可能性があるという分については、今のこの状況を考えますと、今より保険料が下がっていくということは余り考えにくいわけで、そのくらい、逆に言うと、廃棄のときの費用が今後かかってくる、災害に対するリスクも高まる中で、やはり少しずつでも積み立てておくということは必要であろうし、あと、先ほど保険の義務化は難しいというか、厳しいというお話もありましたけれども、いざというときに資金力がなく、やはり対応ができかねるような事業者であればこそ、やはり保険というものに入っておく必要があるのではないかなというのを強く感じます。

ですので、いきなり義務化というのは難しいというお話でしたけれども、その先ほどの住民に支持される再生可能エネルギーであるためにも、やはりこれは住民の信頼感を得るために、積立てを最初からしておくか、もしくは、そうでなければ、少なくとも保険は加入しておくというのはぜひやっていただきたいと思いをし、それを先ほどありました住民への公表の中にぜひ入れていただきたいと思いを。

スライドの8に、いろんな公表情報の拡大ということで書いてありましたけれども、この中に、ぜひこの事業者さんはちゃんと積立てをしているとか、保険もちゃんと入っているというようなことがあれば、やはり、それも地域住民にとっては一つの安心感になりますので、ぜひそのところに加えていただくようお願いしたいと思いを。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

前半の議論に関しては、このあたりでよろしゅうございますでしょうか。

お聞きになってわかるように、基本的には、この適正な事業規律に関する事務局の資料については、方向に関して異論はないんだけど、むしろ取り組みを強化してほしいと、そういう意見が多かったと思います。

特に、外部積立ての開始期間ですね。できるだけ早期にというのが、確かに望ましいことは望ましいんだけど、これはワーキンググループで大分議論していただいたところでもあり、今、大石委員から説明もありましたけれども、やはりその事業者に対する公平性、あるいは社会的なコストというのを考えると、どうしてもこの事務局提案になったんじゃないかなと私は理解しましたが、方向性はよろしいので、できるだけ強化という皆さんのご意見を踏まえて、今後対応していただきたいというふうに思います。

特に前半の部分についてご発言、ご希望がなければ、後半に進みたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

では、事務局から資料の2と3、説明お願いいたします。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

じゃ、続きまして、よろしいですか、資料2のほうに移らせていただきたいと思います。

まず、資料2、再エネ主力時代の次世代ネットワークということで、めくっていただきまして、第1回のときの資料のところで申し上げたこの論点3ということで、プッシュ型の計画的・能動的な系統形成をどのように行うか、それから、再エネ由来分の効果な部分について、FIT賦課金方式の活用ということで、どのような形で負担を求めていくか、それから、系統増強の範囲ということが論点でございます。

もう少し掘り下げて、3ページ目のところで、これまでの経緯と課題というところがございますが、これまでの経緯のところがございますとおり、系統制約が顕在化しているという中で、3つ目のポツのところがございますが、これまでも既存の系統を最大限活用するための日本版コネクと&マネージというような実施、それから個別接続検討、それから電源接続案件募集プロセスというようなことで、取り組んできたところがございます。

その中で、検討すべき課題ということで、先ほどと少し重複しますが、改めて計画的に対応するプッシュ型での次世代の系統形成を進めていく必要があるということ。それから、その中でプッシュ型の系統形成に当たりまして、再エネの地域偏在性ということ。そういう中で、このままですと地域間での系統増強に係る負担の格差が生じる懸念があること。一方で、再エネの便益というものは全国に裨益することといったような中で、どのような形でやっていくのかということ。

最後のポツですが、この点、エリアをつなぐ連系線の系統負担のあり方について、現在、持続可能な電力システム構築小委員会ということで、別の委員会で検討が行われているということがございますが、特に本委員会において、この再エネに寄与する部分の費用負担のあり方についてご議論をいただきたいというふうに考えてございます。

4ページ目、これまでの変遷ということで省略させていただきます。

同じく5ページ目、既存システムの活用ということで、コネクト&マネージの取り組みを進めているというものでございますので、省略させていただきます。

それから、6ページ目が、同じく全体の考え方ということで、参考資料でございます。

8ページ目まで進んでいただきますでしょうか。

8ページ目、全国調整スキームにおける基本的な考え方というところでございます。

下のところの絵にございますとおり、連系線増強に伴う便益として価格低下、CO₂削減、安定供給というふうでございます。

この中で、価格低下、CO₂削減といったような全体として便益がもたらされる分については、原則全国負担ということで、その際に、再エネ由来の効果分の部分につきましては、再エネ特措法上の賦課金方式の活用も選択肢としてやっていくというようなことが基本的な考え方というふうになってございます。

この際のそもそもの増強についての考え方というところで、9ページ目のところでございますが、増強するか否かというところについて費用便益分析を行うということで、便益として、下のところの考え方のところでございますが、安定供給、卸価格低下、CO₂削減といったベネフィットがある。一方では増強にコストがかかるといったことで、これが全体としてベネフィットが上回っているものについてこうやっていくというようなことでございます。

その中で、再エネ由来の効果というのをどう考えていくのかというところで、10ページ目でございます。

系統増強に伴って生じる便益の中での再エネ由来の効果分というところでございますが、まずその考え方として、再エネ由来効果分についてということで、最初のポツのところでございますが、全体として地域間連系線の費用対便益評価の分析における再エネ由来というところについては、①として価格低下ということの燃料費の削減、それから、②としてCO₂削減に係る効果ということで評価されたものとしての合算値ということで、具体的にどのようにしていくかというのは、2つ目のポツでございますが、以下2つのケースの比較を行って効果を算出するというところで、連系線が増強されない場合。この場合は、系統制約が発生することによって、エリアをまたいで燃料費の安い電源の電力供給が抑制される。そういう意味では、エリアをまたいで安いものを供給ということはなかなかできないという状況でございます。

一方で、連系線を強化した場合。この場合は、系統制約の発生が抑えられることによりまして、エリアをまたいで安いものから、最適なものから電力供給ができるということで、

燃料費の高い電源の抑制ができるということで、この差分を見まして、広域的なメリットオーダーを見るというような形で効果を算出しております。

3つ目の黒いポツでございますが、まずそういう意味でコスト面のところですが、今申し上げましたとおり、電源が代替される、連系線の増強に伴って代替されるということの中で、燃料費の削減効果が算出されるということで、そういう意味で限界費用としての燃料費が安い、ほぼない再エネが燃料費の高いLNGガス火力や石炭火力に代替される場合の削減効果、価格低下の効果というものを再エネ由来の効果としてまず一つカウントする。

それから、4つ目のポツのところですが、CO₂削減効果。こちら、電源が代替された場合のCO₂の削減効果といったものについて、こういう由来の効果として出すというような考え方で計算しております。

こういった計算に基づきまして、連系線増強に伴う3Eの便益のうち、こうした考え方で算出されたものについて、再エネ寄与率ということで、再エネの寄与する部分として認定してはどうかというふうになってございます。

もう少し補足させていただきますと、次のページの参考でイメージということで、連系線の増強によって電源の差し替えが起こる中で、一番上のところ、火力から再エネに差しかわるという中で、燃料費の削減の効果、それからCO₂の削減の効果、こういった部分が再エネ由来の効果というふうに考えるものとなります。

続きまして、12ページのほうから具体的な計画の進め方についてご説明をさせていただきます。

12ページ目のところ、こちらは電力システム構築小委員会のほうで先々週議論されたものでございますが、全体としての計画的な系統増強の進め方というところでございます。

一番真ん中のところのエネルギー基本計画から順番に矢印が下がってきているところでございますが、真ん中の黒い太線で囲ってあるところ、広域系統整備計画ということで、広域機関が策定をして、全体として計画的な系統整備の計画をつくる。それに基づきながら、個別の事業者が整備をしていくというのが、大きな流れになってございます。

その際の広域機関の策定、国の関与のあり方ということで、次のページでございますが、広域機関が専門的な知見から計画を策定する。その際、先ほど申し上げましたような、B/C、費用対効果分析のシミュレーション実施等の中で計画の適切性を精査するという中で、国の関与のあり方としては、二重のプロセスを回避するという観点から、届出制とするというような仕組みになってございます。その中で、不適切な場合については国が変更命令を行うというような形で、整合性との担保、それから、最後のポツでございますが、その料金の算入については、電力・ガス取引監視等委員会において審査を実施するというのが全体の流れになってございます。

この全体の計画の策定の仕方、それから、先ほど申し上げました再エネ由来のカウントの仕方といったところから再エネ由来の部分の割合が出てくるところでございます。

この部分について、どのように費用手当とするかというのが、14ページ目のところの再エネ特措法上の賦課金方式（案）というところでございます。

上の四角のところは、今まで申し上げてきたところをまとめてございますので、省略させていただいて、下の矢印の下のところでございますが、今申し上げたような形での全体の計画の中で、地域間連系線は投資が行われず、または送れない、送れることといったようなことで、再エネ利用の促進が阻害されることがないように、今の再エネ由来の部分の割合について、再エネ特措法による再エネへの支援を継続する限りにおいて、再エネ導入促進効果が認められる範囲で、再エネ特措法において再エネ発電に係る費用に充てるために、全国一律の賦課金方式を需要家に課していることを踏まえ、同様の賦課金方式を活用して、系統増強などの費用を確保・交付することとしてはどうかというふうにしてございます。

もう少しわかりやすく申し上げますと、先ほどの再エネ由来の部分につきましては、今のFIT法上での賦課金方式と同様の賦課金方式を活用して、系統増強交付金を確保するというような仕組みで費用の手当てをしてはどうかということでございます。

具体的な進め方でございますが、15ページ目のところでございます。

具体的な進め方といたしまして、先ほど申し上げました全体の流れの中の黒い太線のところ、左側でございます広域系統整備計画ということで、広域機関が策定、国に届け出をするもの。この中で、それぞれの3Eの便益の分析、それから、再エネ効果由来分の割合というものが書かれているというものでございます。

こちらが届け出を受けましたら、その部分につきましては、一番右下のところでございますが、実際に再エネの利用促進に資する系統の設置に要した費用の部分につきましては、広域系統整備計画の中で専門的な知見から検討した再エネ寄与率というものを乗ずる形で交付金を交付するといったような形のルールで、実際の資金の確保・交付をしてはどうかというふうなことでございます。

以上のところが、実際の普通の賦課金の交付の基本の考え方でございます。

それから、16ページ目のところで、適用範囲のところでございます。

こちら、電力システム構築小委員会のほうで議論もされているところでございますが、再エネの主力化に向けては、地内線の整備も重要であるという状況でございますが、これまでの議論も踏まえまして、2つ目のポツのところの下3行のところでございますが、地域間連系線の増強を対象とし、あわせて地域間連系線の増強に伴って一体的に発生する地内系統の増強については、こちら再エネ特措法上の賦課金方式の適用の対象とするというような形にして、地内線の整備についても一定の対象としてはどうかということになるというふうに議論されているところでございます。

それから、一番最後に交付のタイミングということで、支払いのタイミングの議論でございます。

こちらについては、考え方といたしまして、キャッシュアウトのタイミング、それから、

減価償却・費用計上のタイミングといったようなことで2つ考え方がございますが、キャッシュアウトとした場合には、1年間の支払いのところが非常にでこぼこするというところでございます。そのため、託送料金制度にも倣いまして、国民負担とのバランスも考慮して、結論的には、減価償却・費用計上ベースで賦課金の交付をするといったような形にしてはどうかということでございます。

以上がネットワークのところの資料でございますが、続きまして、私のほうから資料3ということで、その他の論点のところについても、あわせてご説明をさせていただければと思います。

その他の論点ということで、2ページ目のところですが、3つ論点を掲示させていただいてございます。系統活用に向けた未稼働案件の放置防止、それから低圧分割案件に係るルール整備、それから着実・適切な法執行の確保ということでございます。

1点目の系統活用に向けた未稼働案件の放置防止ということでございます。

飛ばしまして、4ページ目のところでございますが、まず現状の稼働状況ということで、表の右側のところ、赤いところでございますが、現状、2012年から2015年の未稼働案件ということで、いまだに約1,800万キロワット程度のものが稼働していない状況でございます。

続きまして、5ページ目のところはこれまでの対応というところでございますので、省略させていただきまして、6ページ目、本日の論点、課題でございます。今申し上げましたような形で、未稼働の案件というのが引き続き残っている状況という中でございます。

2つ目のポツでございますが、FITの認定を既に受けていたものの、運転開始期限を超過したり、認定時点での調達価格が適用されなくなった未稼働案件、今申し上げた未稼働案件の中の一部については、既に今後も事業の実施が見込まれないといったものも存在するかというふうに認識しております。一方で、これらの案件が長期間放置されている場合には、この場合、当時確保した系統容量が保持され続けることになるということで、新規参入を目指す事業者さんの系統利用が阻害され、再エネの大量導入に支障を来すということで、事業を実施しないのであれば系統容量を解放してほしいといったようなことが大きな課題になってございます。

3つ目のポツでございますが、現在のFIT法におきましては、認定がその効力を失った場合においては、契約の解除、さらには接続契約の解除ができるという仕組みになってございますが、実際に、この認定がその効力を失った場合といったものが、現行制度の中でここに該当するものといったものは非常に限定的になってございます。そのため、今回ご議論いただきたいところといたしましては、既存の系統容量を解放して新規事業者を受け入れるという観点から、一定期間にわたり事業が実施されない状態が継続する場合には、端的に申し上げますと、その支援措置が講じられなくなったことを明確化するような措置ということで、先ほど申し上げました、認定がその効力を失った場合に相当するようなフラグをしっかりと立てることによって、契約の解除、それから系統容量の解放といったこと

をしてはどうということでございます。

次のページ、参考で規定を載せていただきますが、省略させていただきます、8ページ以降に、それぞれの電源ごとに運転開始期限というふうになってございますので、このあたりも参考ということで省略させていただいて、11ページ目まで飛ばさせていただきます。

では、海外において、こうした未稼働の状況に対してどのように対応しているかということでございます。各国において猶予期間といったものを設けて、そこが過ぎた場合には、権利を失効させている例が多いということでございます。

下の表のところでございますが、上3つ、スペイン、ドイツ、イタリアというところを見ていただけますでしょうか。こちらのほうの一番右のほう、取り消し要件という、一番右の列のところでございますが、例えばスペインのところ、落札から期間内に稼働しなければFIT、それから市場プレミアム価格に係る権利を失効、同じくドイツについても権利を失効、それからイタリアにおいても価格に係る権利を失効ということで、一定期間内に稼働しない場合については、ほかの国においても価格についての権利を失効するといったようなルールを設けているケースが多ございます。

一番下のところ、フランスでございますが、フランスの場合ですと少し形が変わってございまして、失効ではございませんが、一定期間猶予期間から遅延をいたしますと、その期間に2倍を乗じた期間、買い取り期間が短縮しているということで、単純に時計が進むのではなくて2倍の速さで期間が短縮されていくというような制度になってございます。

以上のようなほかの国の状況等も踏まえまして、具体的な対応方針の案ということでございます。12ページ目のところでございます。今申し上げましたとおり、未稼働の案件の中で長期に放置されるといったようなことで、系統空押さえというような問題に対応するために、FIT制度において支援措置が講じられなくなる、もう事業が行われなくなるといったことを明確化するような措置を講じるべきではないかということでございます。先ほどの他国の例で申し上げますと、認定の効力が失効する、もしくは期間が加速的に短縮していくといったようなことでございます。

2つ目のポツ、具体的にはのところでございますが、そういった意味で、現在運転開始期限を設けているところでございますが、この措置に加えまして、今申し上げました他国の事例、それから法制的にどのようなものが可能なのかといったような検討も踏まえまして、一定期間を経過しても運転が開始しない場合には、例えばその認定を執行させるといったこと、もしくは、フランスのように調達期間を短縮させる、その中で調達期間が終了したものは、もはや支援の効果がございませんので失効と同様に扱うといったような、法制的な措置を講じるべきではないかというふうに考えてございます。

まずはこうした措置につきまして、今後の新規認定案件について導入するというのと同時に、既に認定を受けている未稼働案件につきましても、今後こうした制度が開始された日を起算点として、一定期間継続するような場合は、同様の措置をとるべきではないか

と。それから、最後のポツですが、こうした取り組みにあわせまして、関連の規定を政省令も含めて整備をしていくべきではないかというようなことでございます。こちらが、1つ目のその他の論点の固まりでございます。

それから2点目に、低圧分割案件に係るルール整備ということでございます。低圧分割案件につきましては、14 ページ目のところでございますが、大規模な土地について、これを意図的に小規模設備に分割するといったようなものを低圧分割案件というふうに呼んでございます。

こうした低圧分割案件につきましては、最初のポツところでございますが、実態上は大規模設備であるにもかかわらず、安全規制が回避されることで、地域に懸念を生じさせるということ。それから2点目に、系統のほうの事業者さんの負担する費用が増大するといったようなことで、意図的に小規模設備に分割するといった行為については、トータルで便益が高いとは言えない状況にあるということ、2つ目のポツにありますとおり、一連の措置をこれまでも講じてきたところでございますが、その中で、2つ目のビレットにありますように、2017年7月には分割案件の基準を明確化するというところで、再エネ発電設備の設置場所が隣接する場合、以下のいずれかが同一であれば、これは分割ということ、発電事業所が一緒の場合、もしくは登記簿上の地権者が一緒の場合、こうした場合については、分割案件ですよというふうにしてございます。

このうち、地権者については、これは括弧書きにございますように、申請日から1年以内において同じ者である場合も含むということで、1年さかのぼりまして、途中で土地が分割されているようなものについても、これはだめですよといったようなことをしてございます。

こうした中で今後の対応のところでございますが、2つのポツの間の米印のところを先にまずご説明したいと思っておりますが、現状でございますが、JPEAさんのほうで低圧のものについては認定の業務の代行申請ということを請け負っていただいておりますが、こちら、JPEAの代行申請センターでの受付状況でございますが、2018年度の年度末の申請で約3万8,000 ございましたが、このうちの1万3,000 件、約35%については、これは分割疑義があるというようなものになってございます。この疑義というのは、具体的にはその大部分が1年前まで見ると地権者は別になっておりますが、1年半さかのぼると地権者が同一といったようなものになってございます。

こうした状況も踏まえまして、今現状1年以内というところだけを確認しているものでございますが、現実的にはそこから逃れているのではないかと疑義が払拭できない案件が相当数あるということございまして、今後の対応（案）のところの1個目のポツでございますが、こうした措置にもかかわらず、いまだに分割規制逃れの疑義がある案件が多く存在するというところでございます。そのため、この趣旨も踏まえまして、今後の新規認定申請が行われた案件につきましては、特に今申し上げました登記簿上の地権者の同一性につきましては、今までは1年と切ってございましたが、1年以内に限らず実態を見な

から厳格に審査していくということをしていくべきではないかということでございます。また、この機会も踏まえまして分割以外の各種運用基準についても点検を行い、必要な部分については基準の明確化をしていくことということで不断の検討をしていきたいというふうに思っております。

15 ページは以前提出させていただきました参考ということで省略させていただきました。一番最後に（3）着実・適切な法執行の確保というところでございます。

18 ページ目まで飛んでいただけますでしょうか。執行体制に係る課題というところでございます。現在の再エネ特措法におきましては、国が実施する認定業務のほかに、①ということで小売事業者からの納付金の徴収や買い取り義務者への交付金の交付を行う費用負担調整機関、それからF I T入札業務を行う指定入札機関ということで、2つの業務について執行機関が法定されていて、それぞれ指定法人ということで指定をして実施をするということになってございます。現状、両方とも一般社団法人低炭素投資促進機構、G I Oと呼んでございますが、G I Oが指定されている状況でございます。今般の今までご議論いただいております改正の方向性になりますと、上記の執行業務に加えまして、この抜本見直しに伴って新しく以下のような業務が発生するというところでございます。

まず1つは、F I P制度において小売事業者から納付金の徴収ですとか、認定事業者に直接プレミアムを交付するといったような業務、それからF I Pにおける入札の業務、それから3点目に、本日ご議論いただいております廃棄等費用の外部積立制度の積立金の管理、それから④にございます納付金の系統増強制度における納付金の徴収、それから⑤にあるインバランス精算とか非化石価値に係る調整業務といったような業務が多数発生するという中でどうしていくかということでございます。

19 ページ目以降、具体的な執行業務ということで載せさせていただきます。詳細は省略いたしますが、見ていただいたらわかると思っておりますが、それぞれ業務の相手なり業務のフローというのが違ってございまして、19 ページ目が今の既存のF I T、それからF I T入札制度でございます。

それから20 ページ目でF I P、それからF I Pの入札制度、それから21 ページ目で系統賦課金、それから外部積み立てということで、それぞれお金のフロー、業務のフローが異なってくる業務がさまざま生じるところでございます。

こうした中で執行体制をどうしていくのかということで、こちらの法律にもかかわるところでございますので本日ご議論いただければと思っておりますが、今後の再エネ特措法の執行体制のあり方ということで、22 ページのところでございます。

今申し上げましたとおり、今までは2つの業務について指定法人制度というふうにしてございますが、今後新しい業務がふえるということで、質・量ともに業務が増大するというところでございます。

それから、これまでの業務というのは、基本的には小売事業者や送配電事業者とのやりとりでございましたが、特にF I P制度、廃棄費用積み立てといった場合に多数の発電事

業者と直接やりとりする必要があるというようなこと、その中でこれだけ多数の業務について効率的にやっけていこうとすると、それぞれこちらを指定法人というふうに法律で担わせるというよりも1つの認可法人に一括して行わせるといったほうが効率的ではないかということ。

4点目でございますが、ではそうした認可法人を新しく設置するというのもコストの発生につながるということで、この電力システム、電気事業法上の中で認可法人として業務を実施している広域的運営推進機関にこれらの業務を一体的に担わせることが適当ではないかというふうに案とさせていただきます。

なお、最後のところでございますが、執行機関の変更において混乱がないように、国、G I O、それから広域機関を含む関係者間で連携しながら、当然効率性の確保に努めていくといったようなことが必要だというふうに考えてございます。

以上、その他の論点ということで3つ、かなりばらばらな論点でございますがご説明させていただきました。

以上になります。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

それでは、今説明いただいた資料2と3、これについてご意見、ご質問等ありましたらご発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず長山委員からお願いします。

○長山委員

資料2の12ページ、スライド12のチャートなんですけれども、ここに一般送配電が入っていないくて、上位広域系統、上位2電圧については今、一般送配電が立案し、広域機関が策定することになっておりますし、2019年7月の脱炭素電力レジリエンス小委員会の資料48ページにも、「電力ネットワーク事業者は単に中立的であるためルールを遵守する受動的な主体」となるべきではなく、「能動的な主体」になるべきであるというふうに書いてありますので、12ページのチャートには、どこかに一般送配電さんが入ってそこで創意工夫をしたものを広域機関がチェックするというようなほうがいいんじゃないかというふうに思います。

あと、電力・ガス取引監視等委員会さんもこのチャートのどこかに入ると思うんですけれども、なるべく初めのほうに入って一般送配電等々が投資する場合の投資予見性を高めるようにしていただけたらというふうに思います。というのは、後から系統の連系線の稼働率が低いからちょっと交付金下げるとかいうふうになると、また投資予見性にも問題があるんじゃないかというふうに思います。

あと2点目は、この全国調整スキームというのはコスト削減のインセンティブが余り働かない仕組みですので、どこかの段階でコスト削減のインセンティブをつけるような仕組みにする必要があると、特に地内投資はそこら辺が特に重要になると思いますので、その

辺の仕組みをつくっていただけたらと思います。

あと、最後の 17 ページの交付タイミングについてなんですけれども、この図はキャッシュフローと P L の項目があるんですけれども、B S のイメージがなくて、本来 B S と P L でキャッシュフローを 3 つ並べて時系列でこうやっていただくとわかると思うんですけれども、キャッシュアウトベースじゃなくて減価償却・費用計上ベースのときに交付すると、キャッシュアウトのときに例えば 5 年間の建設期間の間の金利をどうするのか、その金利に対して賦課金で充てていくのかとか、建設仮勘定のときには多分半額の賦課金でいいと思うんですけれども、その辺の B S、P L、キャッシュフローを考えると、やっぱり減価償却ベースではなくてキャッシュアウトベースのほうがむしろ電力会社の財務的にはいいのではないかなと思います。

あと、これも事業主体自体が S P C、特別目的会社か一般送配電かによっても大分変わると思いますので、そこら辺の事業主体の明確化と実際の数字を入れた財務三表を出していただかないと、ここら辺の議論はできないかなというふうに思います。

あと減価償却も定額、定率とかいうのもありますので、なるべく詳細なデータをいただけたらと思います。

あと資料 3 のほうで 1 点だけ。一番最後のページに、22 ページに O C C T O が、広域機関が全てやるようなふうにしてあるんですけれども、これは本当にそれでいいのかと。広域機関さんはいろんな広域系統整備などの重要なミッションがありますので、F I P などの時限的なものは今の G I O さんのままでもいいのではないかなというふうに思います。G I O さんは火災保険さん系がベースだと思うんですけれども、太陽光パネルの廃棄の件ではいろんなパネルの実態調査とかそういうのもありますので、事故調査等々の経験のある G I O さんとかが、また資金の管理は信託銀行さんと組みながらやっていくのがいいのではないかなというふうに思います。

あと、F I P の入札管理は、これは広域機関さんがやるとコンフリクト・オブ・インタレストが発生するのではないかと。広域機関さんの半分の人員の方は電力会社からの出向者なので、F I P 等々でやった場合に利益相反がないようにしていただけたらというふうに思います。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

系統強化の交付金のタイミングとか、それから執行機関の話で事務局案に少し異論が出ておりますので、ほかの委員の皆さんの意見もお伺いしたいと思っております。

今立っておりますのは、風力発電協会、祓川さん。

○祓川オブザーバー

ありがとうございます。

まず資料 2 でございますが、基本的に事務局からご提案いただいた内容に全部賛成でござ

ざいます。

9ページにお示しいただきました地域間連系線の増強判断につきましては費用便益分析に基づき実施すること、また、14ページでその増強について全国大の賦課金方式とすること、16ページに地域間連系線と一体的に発生する地内系統の増強についても賦課金方式とすることということのご方針が出されていまして、当協会としても賛成するところでございます。

この中で地域間連系線、あるいは地内系統の増強というのは大変災害にとっては有意義な方針だと思うんですが、一方参考ということで5ページに、日本版コネクト&マネージで1、2、3と順次進めていただいているところでございます。特に3でございますが、その中には現在欧米等で実施されている実潮流ベースの運用についても検討していただいているものだというふうに認識しております。

続きまして、資料3でございますが、基本的に未稼働案件の問題については、期限を設定して失効されるべきではないかというふうに考えております。私、アメリカやヨーロッパ、アジアにおいても太陽光発電の事業の開発を着手しておりまして、期限のないところというのは基本的に存在しないと。フランス方式も一つの一考の余地があるかと思えますけれども、少なくとも現制度下において運転開始期間は3年、法アセスがあるものも5年、2012年度の認定案件というのは既にもう7年も経過しているわけで、いかに甘く見てもそのままに放置し置くというのが国民経済的にも問題があるんじゃないかというふうに思いますので、3年なのか5年なのか、委員の先生方のご意見もいただきながら適切な期間を設定し、失効させるべきではないかというふうに考えております。

22ページの再エネ特措法に基づく執行体制につきましては、OCCCTOさん、広域機関で実施いただくことが適切ではないかというふうに考えております。ただし、FITやFIP等の入札業務に参加する企業、すなわちOCCCTOさんで働いている会社、電力さんやガスやあるいは再エネ事業者もあるんでしょうか、が実際にワークしているわけですから、情報の管理、情報漏えいしないような徹底した管理をどうするかということは、やっぱり詰めていただく必要があるんじゃないかというふうに感じるところでございます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後、松村委員、山内委員、それからオブザーバーのほうに回りまして、商工会議所の石井オブザーバー、経団連の谷川オブザーバー、こういう順番でいきたいと思います。

松村委員お願いします。

○松村委員

まず今回の事務局提案に対して、異議はありません。今まで議論されていたものが基本的にあらわされていると思います。

その上で、まず低圧分割に対する対策としての提案はとても合理的だと思うのですが、

普通の市場メカニズムで調達しているようなものであれば、確かに規制逃れ、安全対策逃れは深刻な問題なので、本来はいろんな対策が必要。F I Tで調達されているものでは、それ以前に低圧分割したら有利になるという構造自体が大きな問題。買取価格が高過ぎるのではないかということは、問題意識として持つ必要がある。

低圧だと規制が少ないということがあったとして、もしそれが合理的だとすれば、その分コストが安くて当たり前。コストが安くて当たり前だから、コストを積み上げたF I Tの買い取り価格なんて低くて当然。にもかかわらず、実際にはそうになっていないことが大きな問題を生んでいるのかもしれない。

仮に、本当に低圧分割という格好ではなく、本当に100件の地権者がもともといたところであって、100仮に建てたとして、その代わりにその土地を全部集約して大きなプロジェクトにして建設することになったとしても、実態は何も変わっていないとすれば、どっちかが著しく有利になることは、本当はあってはいけないこと。実際に分割するインセンティブがあるということは、分割するほうが著しく有利になっていることも原因。

風力では、小型の競争力がない、コストを積み上げたら、本来規制が少なくコストが低くて、買取価格が低くて当然なのにもかかわらず、そうになっていないということは、要するに小型が非効率的ということなので、そういうものを本当にいつまでも支えるべきかどうかも含めて、きちんと考えてきた。太陽光だって同じ。

私は、買取価格も1つのポイントになると思いますし、この後、地域活用電源だとかいうのも制度設計のポイントになると思うので、この低圧分割というのが、妙な歪みで発生しないような制度というのも頭に入れながら、ほかの制度の設計もとても重要になってくると思いますから、この委員会に限らず政策全体でこの点考えるべき。

次に、賦課金を送電線の建設に投入するという点に関して、ここに書かれている整理というのは、今までの議論を反映した適切な整理だと思うので反対することはないのですが、若干懸念しているのは、賦課金を投入するのはいいのだけれども、この投入の額、本当に適正なのかという点に関して心配しています。広域機関で費用便益分析をして、例えば新々北本だったら、これはつくるべきだと決めたわけで、ルートもこれが合理的だということを決めたので、それについては、後から口を出すようなことは確かに不適切。

その結果、例えば100億円かかった、貢献率が40%ということであれば、その100億掛ける40%というので投入する。この40%という計算も第三者がちゃんとやったということだとすると、後から文句をつけるのはとても難しいのはわかる。しかし100億かかりましたというのが本当に適切か。ヨーロッパに比べて4倍もコストがかかるというような非効率的なやり方、あるいは発注だとかで、自分の会社の役員が天下った会社に工事を受注させるように仕様を調整した結果として、コストがすごく高くなったことが後から疑われたとしても、それはやっぱり粛々と100億をベースにして払うのでしょうか。この単価については、少なくとも広域機関が本当に適正かどうかというのをきちんとチェックしているわけではないことは、きちんと考える必要がある。私は、この点については相当に懸

念をされていて、本当にこの単価が適正なのかは、何らかの形でチェックすることが必要。それを事前にやるのが難しいとしても事後に妙なことをやっていけばチェックされるという仕組みがあれば、もともと最初から無駄なことはしないと思いますので、その担保が必要だと思います。

その点で、私は長山委員の発言はとても承服しかねる。そういうことを言う人がいるから、こういうところがうまく機能しないでコスト高になっているんじゃないかと思ってる。つまり、先ほどの発言だと、稼働率が低かったら、その結果、後から無駄だったと言って査定されるなんてことがあったらかなわない。だから、監視等委員会の料金査定は先になきゃいけないというのだけど、それは本当に現実的ですか。送配電事業者が自分の判断でやったという投資が本当に適正かどうかは、誰もチェックしていなければ監視等委員会がチェックする、その結果として稼働率が低ければ査定するという議論が出てくる。しかし新々北本の例だったら、新々北本はつくるべしと広域機関なり、政府なりお墨つきを与えて、このルートでつくるべしと決めたときに、後から稼働率が低かったから作るべきでなかったとあって、査定されるなんてことはあり得ないと思うし、実際、そんな運用は今後も絶対されないと思います。そういうような、もうほとんど可能性のないことを例にとって、それで問題があるなんて言い出して、その結果として、すごいコスト高だったんじゃないかということに関して、後から物が言えなくなることになるのは問題だと思います。

これも事前に全部見ることにし、監視等委員会の膨大な労力を投入して、最初から入札だとかをチェックするというのがいいのか、そんなことが可能なのか。事後監視というのがあって、よっぽどおかしいときにチェックするのがいいのか。事前だけでいいのかは別の問題だと思います。

私は、一定の監視がないと、無前提にお金をどんどん投入してしまうということが心配でしようがない。しつこいようですが、必要性だとか、率だとかではなく、単価というレベルで本当にチェックは要らないのか、料金算入の部分で見るといいんじゃないかというのはいくらも思いますが。賦課金で出ていく部分は、料金原価のところには直接は入ってこない。当然の上乗せという格好で、みんなが負担するところがあるわけですがけれども、それはもちろん査定されないのだから、料金査定という文脈ではなく、本当にこの単価が正しいのかということについては、事後にも一定の関心を払わなければいけないと思っています。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございます。

最初におっしゃったFITの買い取り区分の件は、松村委員も委員を務めておられる調達価格等算定委員会の役目でありますので、対応すべきならそちらのほうでやろうかという話だと思います。

山内委員、お願いします。

○山内委員

今、山地委員長がおっしゃったことを今、言おうかと思ったんですけども、今の尻馬に乗って言うと、費用便益分析の話で費用サイドの話が出たんですよ。今、そのことについてちょっと自分の言いたいことを言う前に、尻馬に乗って言うと、やっぱりそうですよね。通常の公共事業だと、費用便益分析をやって、それで費用対効果、B/C、1以上だと一応やってもいいですよとお墨つきがつくんですけども、それをいかに実現するかという、そういう課題が次にあって、その意味では便益のサイドもそうなんだけれども、この次に便益サイドを言いますけれども、費用サイドをどういうふうに担保するかということで、通常の公共事業だと入札かけるということになって、入札は全部完全かということ、そうでもないかもわからないけれども、とにかく入札をかける。一方で、今回、今のこの状況だと、入札という形で公共調達みたいな形をとらないのが一般的だと思うので、事前か事後かチェックをして、コストサイドを確認するという必要があるというふうに私は思いますけれども、それはそうだと、今、コストサイドを言ったんですけども、便益サイドなんですね。

今回のご提案、これまでの議論の集大成なので、本当にこの形でよいとは思いますが、注意すべき点は幾つかあるというふうに思っています。それは、要するにFIT由来といいますか、再エネ由来の便益分については、社会一般に流布する便益なので、それでこのFIT法と同じような方式、賦課金方式で、その分で費用負担しようと、こういう理解ですよ。そうすると、まず言えるのは、要するにみんなが、要するに国民全体の利益になるのだから、国民全体というか、利用者かな、それで負担しようということの考え方はいいと思うんですけども、注意すべきは本当にそうなっているかということを確認する必要があるというふうに思います。

それで、費用便益分析をやるときには、今、費用側の話をした。便益側で便益がどこに帰着するのかという考え方もありますよね。例えば、公共事業が一番わかりやすい。公共事業で橋をつくるとか何とかやったときに、その便益はどこに帰着するのかということ、経済の連関を見ればそれはわかる話でして、それを考えるという、それを考えて構成表をつくる。これは便益帰着構成表というんですけども、そういうことをやる必要があります。

細かい話はいいいんですけども、今回、費用負担のあり方を変えるということなので、要するに国民全体の便益になるんだということをきちっと見せる必要があるのかなというふうに思います。そのときに便益を具体的にどうはかるのかと、これはもう既にやられているので、それに何か文句をつける気はないんですけども、ただ、注意すべき点というのがあると思うんですね。

今回の便益は安定性と価格低下とCO₂ということになっていて、安定性については、じゃ安定性が高まったことによって、どれだけ便益にするのかという見積もりの問題がかなりあるはずですよ。これをどうするのかということがありますね。それから価格低下については、さっきの実は便益帰着構成表に関係していて、このところ、例えば北本連系や

ったらこれだけ価格が低下しますよということは、全国一律に低下するという考え方では恐らくないと思うんです、これは経済の連関を考えれば。だから本当は、価格低下はどういうふうに着しているのかということや少し詳細に検討する必要があるのかなとは思っています。思いますが、そういうことに気を使っていたきたいぐらいの意見だというふうに思ってください。それからCO₂なんですけれども、CO₂はご承知のとおり、見積価格といいますか、これこそ単価によって全然便益が違ってきってしまうので、その適切性というのは問われると思うので、それについては確認する必要があるなというふうに思っています。

そういうふうに、ここの費用負担変えるんだったら便益の帰着みたいなものを考えて、ナイーブにやっていただきたいというのが全体なんです、それに関連すると、例えばさっき今、松村さん言っていたけれども、北本連系だったら北本で再エネ由来の便益部分とそれ以外の便益部分と比率を出して、それで費用負担の割合を考えている。これはこれでいいと思うんですけれども、じゃ全体的にそれで整合的な費用負担になっているかどうかという別の視点というのは本当はあると思うんです。今、この委員会は再エネ由来のところの議論をしているので、ここまで議論することではないかもしれないけれども、全体として、その費用負担でいいのかどうかという視点は必ずあるはずで、それをやっぱり確認すべきだというふうに思っています。これはどういう段階で、どういう場所でやるのかというのはよくわかりませんが、その必要があると思います。

もしそうだとすると、これは連系線だけじゃなくて全体の系統の費用負担のあり方にも本当は関係してくるはずで、その費用負担の適切性みたいなもの、これを議論する必要があるんだというふうに思っています。

それからこれに関係していうと、地内線の整備ですけれども一応地内線の整備も再エネ由来分については、今ここで言っている一般事業者負担分といいますか、賦課金方式ということでどうかということなんですけれども、この間、広域機関の資料をちょっと見せていただいたんですけれども、北本連系の場合なんかだと、地内線の整備をするかしないかで費用が物すごく違ってきていましたね。なので、この辺の関連性みたいなものをきちっとしなきゃいけないなというふうに思っています。

費用便益分析の理屈上からいうと、ある整備をするということとそれに関連した整備をするというときに、費用便益分析をどういうふうにするのかって、整備の仕方とか順番によって便益度が変わってきちゃうので、その辺は本当はもう少し慎重に議論しないといけないのかもしれませんが、ただ、私、具体的な内容を見ていないのでよくわかりませんが、それはあるというふうに思います。

それから、先ほど費用の負担の支払いのあり方でキャッシュアウトベースか、それから減価償却ベースかということで、減価償却ベースというのはある一定の負担である意味では割賦的に支払っていくと、こういう形になるんですけれども、恐らくおっしゃるように賛否を見てやらなきゃいけない、そのとおりだと思うんですけれども、ただ制度上、キャッ

シェアアウトベースでやるとかなり難しいんじゃないかと思うんです、その分だけお金を与えるというのは。ものすごく余裕があって、その中から出すというなら別なんですけれども、ある事業ベースでお金を収集して負担してということが基本だから。そうだとすると、毎年入ってくるお金を均等に出すほうが出しやすいという形で、出す側の論理もあるのかなというふうに思っています。恐らく制度的にもそっちのほうが出しやすいのではないかなというふうに思っています。

それが資料2の話でして、資料3の未稼働案件の件については、これは早急に行うべきだと思いますし、積極的にやるべきだと思います。特に認定済みについても FIT 法を改正してああいう形になったわけだから、当然この分野についても、未稼働案件についても行うべきだというふうに思っています。

分割案件のほうは、さっき松村さんが言ったようにインセンティブの問題があって、それで価格をどうするかって、これは我々のところでまた議論するんだけど、いずれにしても今後出てくるといいますか、今後問題が顕在化する可能性があるので早急にやるべきだというふうに思っています。

それから最後、G I Oのあり方なんですけれども、これ広域機関のほうでということ、基本的にそうだろうなというふうに思っています。私が思う理由は、さっきの全体の系統の整備計画というのをおつくりになるわけだから、その中で費用も考えていくということで、G I O自体の組織の限界みたいなものを考えると、広域機関に移してG I Oそのものをすぐに潰してしまうという話ではないかもわからないけれども、全体を上からといいますか、見回しながら整備の計画とそれから費用負担をやると、こういう必要があるのではないかなというふうに思います。

それではいいと思いますけれども、確かに何人かの方がおっしゃいましたけれども利益相反の話があるので、それはもちろん広域性とか情報遮断とか、それは十分やるべきだというふうに思っています。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、日本商工会議所、石井さんお願いします。

○石井オブザーバー

まず資料2について、次世代ネットワークにつきましては、既存系統の最大限の活用、また系統増強にかかる費用便益計算が十分に行われること、また再エネ発電コストに系統整備コストを加えたトータルコストが現状よりも低減するといった点を前提にした上で、今回示された事務局案、つまり再エネ由来の効果分を特措法上の賦課金方式で賄うという案を支持いたします。

もう一点で、資料3のその他の論点について、未稼働案件の放置防止につきましては、12 ページにあります対応方針案に認定失効まで含めた措置が盛り込まれており、こうい

った方向性を強く支持いたします。今後早期に制度化されることを期待しております。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

では経団連の谷川さん、お願いします。

○谷川オブザーバー

資料2について1点コメントいたします。

再エネ特措法上の賦課金方式の活用を通じて、ネットワーク投資についても、再エネに対する国民負担を切り分けて特定することになると理解いたしました。負の水準については国民負担抑制の観点から十分考慮し、負担額がエネルギーミックスの想定と整合するよう、適切な政策運営をお願いいたします。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、大貫委員、それから電事連の田中オブザーバー、それから地熱協会の今岡オブザーバー、高村委員、それから卸電力取引所、国松オブザーバー、この順番でいきたいと思います。

大貫委員お願いいたします。

○大貫委員

ありがとうございます。

資料2と3で提案されている点に特に反対はなく、ぜひやっていただきたいと思っています。その上で確認とそれから意見を申し述べたいと思います。

まず確認なんですが、12ページの資料3の私が確認したいのは1点だけで、未稼働案件の放置のところについて確認と意見を申し述べたいと思います。12ページを拝見しますと丸ポツの3つ目を見ると、これはそのまま読むと、運転開始期限が設定されている未稼働案件についてもというふうな限定が施されているというふうに思います。ただ当然ご案内のように、運転開始期限がついていない案件も相当数存在して、これが問題であるというふうに思っています。

6ページを見ますと、2つ目の黒ポツを見ると、運転開始期限が超過している認定時点の調達価格が適用されなくなった未稼働案件と、この後者の部分というのは多分開始期限がついていないものなので、恐らく全体としては事務局として、私は開始期限がついていないものも含めてこの制度設計をされているというふうに理解しております。その上で、この一定の期間を経たときに失効させるという制度は合理性があるというふうに考えていると、これがまず1つの意見であります。

それから12ページのところの黒ポツの2つ目ですけれども、現行の2つの対応が書かれております。認定を失効させるか、調達期間を短縮させ調達期間が終了したものは失効

と同様に扱うとあります2番目のところ、調達期間が終了したものについて失効させるという命題も十分成立することからわかるように1番、2番必ずしも全く対立する話ではないと思います。ですから、ここはもう少し整理していただいたほうがいいのかなと思っています。

その上で、失効と同様に扱うというのは非常に曖昧で、やはり明確に認定を失効させると、これは法律学でいうと全く違いますので、失効と同様に扱うというのは、要するに残るわけですよね。法的に認定は残るという形になって、その形で今回の問題に対応するとすると、固定価格での乖離は当然ないんですけれども、系統を占領しているという、そこも解除しないと意味がないので、そうすると、認定を失効させるというのとどこも変わらないわけです、明確性からいうと私は認定を失効させるという形で制度設計したほうがいいんだらうというふうに思っています。先ほど申し上げたように2のような調達期間をだんだん短くしていくのと、別に両立可能であるという前提で申し上げているというところでございます。

それから、多分そうだと思う先ほど申し上げたんですが、開始期限がついているものについてないもの双方を対象にして失効という制度をつくるときに、特に前者の開始期限がついていないものについては、制度設計に少し工夫が必要かなというふうな気もしておりますが、結果的には一定の期間、経過期間を設けて失効という制度ができますけれども、そもそも運転開始期限がついていないものについてどのように対応するかというのは、法的には、少し開始期限がついているものとは区別して扱う必要があるだろうと思っております。

以上です。

○山地委員長

失効に関してちょっとご質問もございまして、今後の議論にも関係するので、ちょっと事務局から対応をお願いします。

○清水新エネルギー課長

すみません、今、確認ということでいただきましたので、その部分だけご回答させていただきますが、この12ページの3つ目のボツのところ、ご指摘のとおりでございまして、我々の表現が不正確でございました。

そういう意味では、既に認定を受けている案件についてということで、運転開始期限が設定されているもの、されていないものにかかわらず、既に認定を受けているものについても、ある点を基準点として一定の期間経過したものについては、同様の対応をしていくべきではないかというような趣旨でございまして、訂正させていただきます。

それから認定の失効と調達期間のところにつきましては、我々としてもやはりすっきり失効という形を目指しつつ、ここは法制的なご議論もございまして、よくそういった点も内部で検討しながら、ご指摘の点も踏まえて対応していきたいと思っております。

○山地委員長

では、電気事業連合会、田中さん、お願いします。

○田中オブザーバー

ありがとうございます。

本日、事務局よりご提案いただいたさまざまな論点並びにその対応の方向性については、電力としても基本的に賛同するものであります。その上で、1点だけ意見を申し述べさせていただきます。

資料3の、再エネ特措法で検討すべきその他の論点の(1)系統活用に向けた未稼働案件の放置防止に関してでございますけれども、我々といたしましても、事業性が見込まれない長期未稼働事業者による系統容量の空押さえは、適切に開放されるべきだというふうと考えており、その点、スライド12でご提案いただいた対応方針については、基本的に賛同するものでありますけれども、ただ一方で、長期未稼働になっている要因の中には、必ずしも発電事業者の原因でない場合、具体的には上位系統の工事等により長期間稼働できないといった場合も、考えられるのかなということでは思っておりますので、そういった発電事業者起因でない長期未稼働案件については、今回の未稼働案件への措置の趣旨に鑑みて、一定の配慮をすることについて検討してはいかがかなということでは考えておりますので、1点だけ意見を述べさせていただきます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

そうすると、次、地熱協会、今岡さんですね。

○今岡オブザーバー

ありがとうございます。

2点でございます。

まずは資料2につきまして、次世代のネットワークの増強ということに関しまして、地域連系線、地内線含めて新しい方式を採用し増強していただけるということ、ありがたく賛同いたします。

1点つけ加えさせていただきたいのが、地熱開発におきまして系統連系のリスクということにつきましては、10月29日の調達価格算定委でも、地熱固有のリスクであり、その解決方法というところを報告させていただきましたが、内容につきましては、きょうは時間も限られているので割愛いたしますけれども、ぜひ引き続きその点も含めて、これから制度設計をお願いできればと思っております。

もう一つは、資料3のほうにつきまして、未稼働の放置について一歩踏み込んだ対策を行う、これもぜひお願いをいたしたく賛同するものでございます。

ただ、今、電事連さんからもコメントいただきましたけれども、これも地熱開発の現場の実態といたしまして、まだ認定から期限のルールを走っている案件というのが、ほとんどないのが実態ではございますけれども、今、仮にこれから認定を得て、その期限までに

どうやって短くしていくかということについて、地熱においては事業者の意思で長くなる、これはなかなかないのが実態かなと思っていて、これも開発保護規制、許認可等々、外部の条件でどうしても長くなってしまふ、これも同じく算定委員会でも報告をさせていただいたところではございます。

事業者の意思で長くしている、これは社会的に害悪も大きいので取り締まるべき話だと思いますけれども、許認可等々、外部の条件との対応においてどうしても長くなってしまふ部分、これは運用の部分でぜひご検討を今後いただければ、さらにありがたく存じます。以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、高村委員、お願いします。

○高村委員

ありがとうございます。

まず、資料の2についてであります。既にほかの委員からも議論が幾つかございましたし、もう一つの委員会のほうに先般欠席したときに意見を出させていただいたことでありますけれども、地域間連系線の増強費用の全国負担に関しても全く異論がありませんで、ぜひそのような形でお願いしたいというふうに思っております。

1つ気になっておりますのは、一つは徴収と言いましょうか、全国負担をどういうふうに戻すのかというやり方についてです。これはもう一つの委員会の、前のと言っているんでしょうか、レジリエンス小委でも議論もありましたし、それから今も一定の議論、委員の中からございましたけれども、地域間連系線の増強で再エネの導入が拡大する、価格が低下をする、CO₂削減すると、明らかにプラスの便益を生むということは間違いのないと思いますけれども、同時に連系線増強のどの部分が再エネ由来なのかということ特定をするというのは、今回、一定の想定値を置いてそれをされようというふうにされているんですけれども、なかなか正直わかりにくい印象は持っております。なぜ全国託送ではだめなのかという、別の方法もあるのではないかという気持ちであります。

苦勞して検討していただいていると思うんですけれども、例えば実際に運用してみたら想定値よりも異なっていた場合、一体どうなるんだろうとか、あるいは再エネ特措法自身は特措法でいって、一定の期限、時限法であるわけですがけれども、そういうふうになったときにこの制度がどうなるのかといったような点というのは、正直気になっているところでもあります。

ただ、最も気になっているところは、先ほど長山委員のご趣旨もそうだったと思いますし、松村委員からもありましたけれども、実際にこの地域間連系線がよりコスト効率的にきちんと増強されるのが促される、あるいは監視をされる、確保されるのをどういうふうにするのかということでもあります。私の理解では、少なくとも全国託送の制度を使えば、その仮定の中で今議論もしていただいている次世代ネットワークを、積極的につくってい

くという中でも、しかし、よりコスト効率的に増強を行うインセンティブ、あるいは監視の仕組みというのが機能するかと思うんですけれども、その点は今、この費用回収の方法としてはやはり懸念といたしましょうか、持っているところだということは申し上げざるを得ません。ただ、最終的には需要家が払うという意味では、同じと言えば同じであるわけですが、もし賦課金方式でやるのであれば、幾つかこれまでの委員の議論も踏まえまして留意をしていただく点があると思っております、その点を検討いただきたいと思います。

1点目は、今申し上げました、やはりコスト効率的に連系線の増強が行われるということのを促して確認をする、確保する仕組みをどうするのかという点であります。これはもういろいろなアイデアが出ていると思っておりますので繰り返しません。

2つ目は、交付のタイミング、スライドの17ですけれども、こちら山内委員が、私が申し上げたかったことを言うてくださったのであれなんです、もし賦課金方式をとるのであるとすると、やはり負担をする側の観点を考えると、賦課金がある年は非常に大きく、そうでないときは少ないという、これがやはり少ないほうがいいと思えますし、当然便益に対して支払うというひもづけをしているので、その便益というのは一定の期間、長期にわたって生じるというものであろうというふうに思えますので、そういう意味からも、今の交付のタイミングについてはキャッシュアウト時ではない形のほうが、賦課金方式でやるのであれば望ましいのではないかと思います。

3点目は、今までのFIT法のもとでは、再エネの発電設備の電気を購入することでコストを下げていくと、それを国民で支援をするという、そういう仕組みだと思えますけれども、今回の、もしこれを賦課金方式でやるとすると、従来の賦課金とはかなり異なる性格、理由づけのものであるというふうに思えます。したがって、こういうやり方でやるとすれば、需要家に対して、先ほどどなたかおっしゃいましたけれども、まさに国民全体の便益としてこれが必要であるということを知らせるとともに、需要家に対して、その水準がわかるということが必要ではないかと思います。したがって、従来の賦課金とは異なる言葉を使って整理をする必要があると思えますし、その水準についても、需要家にそれぞれが見えるようにする必要はあるというふうに思えます。

最後の点は、これは山内委員がエレガントにおっしゃっていただいたんでつけ加えませんが、全体のネットワーク費用をどうするかという根本的な論点に、いろいろな問題が返ってきているように思っております、今回の事例、地域間連系線に関してもそうですけれども、その点は本格的に議論するタイミングではないかというふうに思えます。

資料の3に関してでありますけれども、資料の3の未稼働案件への対応方針、スライドの12のところだと思いますが、私自身も既認定分については、相当期間経過をしたものについて、したがって、運転開始の見通しがないと思われるような妥当な経過期間が生じた場合ということだと思いますけれども、失効するという措置を、今回の法改正でとるべきだろうというふうに思えます。逆に言いますと、この措置というのは、法改正をしないと

できないというふうに思っておりますので、このタイミングというのは非常に大事だと思います。ただ、幾つかのオブザーバーからもご指摘がありましたけれども、電源ごとに事情が違うということは念頭に置く必要があると思っております、とりわけ事業開始までの期間が長い、運転開始までの期間が長く相対的にかかる事業に関しては、発電事業者起因によらない、特に問題について、既認定分が失効されることがないような電源ごとのきちんとした配慮をする必要があるというふうに思います。

最後、資料の3に関して法執行の確保のところ、ちょっと資料の趣旨についてご確認の質問と、それから要望、意見であります。

質問は、きょう出していただいた資料というのは、FIT分については従来型の、今までどおり低炭素投資促進機構がGIOとして機能すると、ですから、既認定分が制度が変わることではないという理解でよいかという点、それから今回のスライド19の趣旨というのは、将来にわたってもFIT対象分に関しては、同じように低炭素投資促進機構が担うという理解でよいかという点であります。既認定分については、私は変えないほうがいいというふうに思っております、多分、契約の巻き直し等々が生じてくるのではないかとというふうに思うのですが、それは、すみません、まず質問として申し上げておきたいと思っております。

それと、法執行の確保については要望として2つ、確認という意味でもありますけれども、やはり契約関係ができるだけ複雑にならないような配慮というのは必要だというふうに思っております。それが先ほど言ったFITの既認定分はそうなんですよねというご質問をした趣旨でありますけれども、その点については要望をしておきたいと思っております。

それからもう一つは、仮にOCCOが担う際に、ほかの委員、オブザーバーからもあったかと思いますが、従来どおり、法令上指定をされる機関の職員等々に及ぶ義務、例えば守秘義務等が法令相当でそのままかかるという理解をしておりますけれども、それについても確認をしたいと思っております。

以上です。

○山地委員長

じゃ、質問の部分を、まず今の場で答えていただきます。

○清水新エネルギー課長

今のご質問の部分、最後の執行のあり方のところでございますが、資料3の22ページのところでございます。ちょっと私の説明が拙くて恐縮でございますが、3つ目のポツのところでございますが、今ご質問の点、現行の業務はどうなるかということですが、まず法令上の扱いでございますが、こちらについて効率的、一体的に執行していくということで、1つの認可法人に現行業務及び追加業務を一括して担わせることとしてはどうかということになってございます。そういう意味では、今のご質問のところのFITのところについても、法令上は、そういう意味では一体で新しい機関のところに移管してはどうかということにしてございます。

一方で、今ご指摘の点もまさに我々としては、業務をどう効率的にやっていくのかというのは重要な点だと思っております。この部分についてはG I Oにいろいろなそういう意味ではシステムですとか、知見等も蓄積されているところでございますので、少なくともそういう意味では、当面に関しては、G I Oのそうした知見やシステム等を活用しながら、実際の業務を行っていくことになるのではないかというふうに想定されております。

ご質問の点等についてちょっと補足させていただきますと、やはりこれだけの複雑な業務の中で指定法人ということであると、当然業務の部分にしかなかなか我々の法令上の監督、関与というのは及ばないところでございます。一方で、これだけの業務量になってございますので、やはり法人自体の認可、それから役員等のところの選定への関与といったようなことも含めて、法人全体に対しての監督を強化していく必要はあるんじゃないかということでの認可法人制への移行というのが、制度上は不可欠であるかなと思っております。

同時に、当然、守秘義務等がかかることとなりますので、先ほどの利益相反のご指摘なんかも含めて業務としては中立的に、また、当然に情報を保全した形でやっていく、その中で今ご指摘があったとおり、効率的な業務の運用というか実行という観点からは、引き続きG I Oさんに蓄積された情報、ものを活用しながらやっていくといったような形が望ましいのかなというのが、我々のほうの案でございます。

○山地委員長

ということでございます。

では、卸電力取引所、国松さん、お願いします。

○国松オブザーバー

ありがとうございます。

次世代ネットワークの部分、資料2に関してでございますけれども、再生可能エネルギーの促進のために地域間連系線が必要かどうか、地内送電線に関しましては、現在不足しているところで、接続のために必要というのは理解しておるんですが、地域間連系線が必要か否かにつきましては、例えば今、九州での太陽光の抑制が発生しておりますと、あそこをさらに本州向きに流すために増やして、九州エリアにさらに太陽光発電をつくるべきなのかというところで考えますと、やはり地域地域に合った部分での開発というのが望まれると、そういった意味では、F I TからF I P、取引所価格に対してプレミアムを乗せるというところで、取引所価格が高いところでの再生可能エネルギーの開発というものを、意識づけさせるという流れになっていると思っております。

そういう意味では、市場分断をして、高くなるエリアのほうにどちらかといえば再生可能エネルギーの開発は加速すると思っておりますので、そのエリアでの開発が加速すると思っておりますので、そこでまたくっつけていくと、地域間連系線を増強してエリアを統合していくというのは、果たして大きな流れとして合っているのかなという思いはございます。

その中で、意見で出てございますが、やはり連系線というのは、現在行われております託送制度の中で全国負担の部分、全国大での影響を計算されて回収されているものと考え

ておりますが、それと違う勘定を設ける必要性が多いのか否かというところは、いろいろ考えなければいけない点だと思っております。

また、11ページで例えば新北本の話が出てございますが、現在あふれているところでいいますと、九州エリアかと思えます。九州エリアは、単純に連系線を増やせば通す量がふえるというわけではございませんが、例えばあそこで連系線の量を増やして、再生可能エネルギーの抑制をしないで本州側に流し込んだとするというときに、何が追い出されるのかというと、全国大では、九州エリアからの安価な火力が本州側に入って、本州側の例えばLNGが焚き減らしに合うということが考えられます。同じ分で、量が再生可能エネルギーの分だけがふえたとして、入って行って追い出されるのは、本州のLNGが追い出されるというふうなことが考えられます。そういったときには、どうCO₂削減を考えていくのかということも、いろいろ難しい課題があろうかなと思えます。そのあたりがクリアできればというところがあるんですが、なかなかクリアは難しいのかなとも思えます。

以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、6名立っておりますが、まず最初3名で、圓尾委員、それから大石委員、それから広域機関の都築オブザーバー、この順番でいきたいと思えます。

圓尾委員、お願いします。

○圓尾委員

山内先生と高村先生がおっしゃった系統増強賦課金のタイミングについて、私も同じ意見なのですが、一応申し上げておきます。

要は、設備投資の後に非常に長期間にわたって利用する設備については、長い間、収益がそれに関して上がるわけだから、費用のほうも分割する形で長期間にわたって計上していくのが、言うまでもないですが、減価償却の考え方です。特にネットワークの設備は、まさにこの考え方で使われる設備ですから、長期間にわたって減価償却し、それに合わせて賦課金も交付していくことによって、長い間、我々消費者も利用するのだから、長期間にわたって少しずつ負担していくのが、当然あるべき姿だと思います。

ただ、非常に大きな金額の投資になるので、万が一、設備投資のタイミングで資金調達に何か支障があるということであれば、別の方法も考えなければいけないわけですが、こういった形で制度の裏づけがあるものについて、この運用難の世の中で、資金調達が非常に難しいということは現実的には考えられないと思えますので、私は、この事務局の提案どおり、減価償却に即した形で賦課金を交付していくのが、適切ではないかと考えます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、大石委員、お願いします。

○大石委員

ありがとうございます。2点お話しさせていただきます。

まず、資料2のほうの8ページのところの費用負担の部分です。先ほど高村先生、それから多くの委員の方からもご指摘がありましたけれども、これを全国託送方式とするのか賦課金方式とするのかについては、やはり国民に対しての説明というのが大変重要になるかなと思っております。今、賦課金を、再エネを大量導入するために国民が負担して、それもあるべくこれ以上の負担を増やさない方向で進めているところ、新たに別の形でのこの賦課金方式のものが入ってくるということについて、連系線の増強が必要であるということは国民としても認めるところですけれども、なぜ託送方式ではなくて賦課金なのかということについては、きちんと説明ができるものが必要かなと思います。それが1点です。

あと、それに関連してですけれども、資料3のほうで12ページのところで、未稼働案件についての記述があります。未稼働案件についてここに提案してあること、全面的に賛成ですけれども、プラス、先ほどもちょっと話がありました調達期間が終了したもの、あとそれからその前の議論にありました廃棄したもの、これについての連系線の開放が速やかに行われる制度にちゃんとなっているのかということ、ここが速やかに開放されなければ余計に系統連系がまた必要になるという話になってくるので、そういう意味では、速やかな開放の制度をきちんとつくっていただきたいというのが1点です。

それから、すみません、プラスして、先ほど廃棄の話をしましたけれども、本当はやはり再エネ、特に賦課金を使ってふえしたものが長く続いていくことが、国民としては一番望ましいわけで、先ほどは廃棄の話になりましたけれども、実はこれはリサイクル法につなげて、なるべく長く再エネが続くような制度につなげてほしいということ、先ほどちょっと言い忘れましたので、つけ加えさせていただきます。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、広域機関、都築さん、お願いします。

○都築オブザーバー

広域機関の都築でございます。

まず、系統整備の計画策定についてでございますが、プロセスの透明性も含めて、弊機関としてやるべきことはきちっとやってまいりたいと思います。

今回、賦課金の投入など、弊機関の設置のオリジンとは異なる制度による資金投入の可能性ということがあるということなので、この部分につきましては、国の一定の関与が加わっていくということについて全く異論はございません。誠実に対応していきたいというふうに思っております。

この際ですが、ご指摘のあった費用対分析についてですが、いろいろまだ高度化の余地

はあるというふうに思っておりますので、これについても真摯に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、もう一つの資料のほうでございますが、法執行の業務についても、弊機関に対してお仕事をたくさんいただくご提案になってございます。弊機関、もともと全ての電気事業者から構成されている組織でございますが、今回掲げられている業務は、電気事業者ではない事業者の方ともかかわりが発生するようなものでございます。私ども機関に直接的なDNAであったりとか運用上の蓄積が何かあるかというわけではないので、今後、所要の体制整備が不可欠ではないかというふうに思っておりますが、この点、ご指摘いただいたところも含めて、国それから関係機関との連携というのは、もう当たり前ですけれども、弊機関として、なぜこういう業務を行うということのご提案があったのかという点も踏まえて、きちっとやるべきことはやるという意思表示だけはさせていただきたいというふうに思っております。

それから、若干ちょっと蛇の足っぽい話ですけれども、1点だけ申し上げます。

我々の職員の素地由来に起因するコンフリクトについてのご指摘がございました。ご指摘があったことについては真摯に受けとめたいというふうに思っております。しかし、この点につきましては我々としては、専門性の発揮を損なうことがないようにしながらも、何よりも中立性を保つということがミッションを達成するために必須であるということを考えております。

わかりやすい例を一つ二つ挙げれば、アクセスにかかわる業務については、必ず出向元の案件にはかかわらないようにするとか、それからいろいろな系統モデルに生データをたくさん扱うことになります。電源の動きとかそういうものも扱うことになるわけなんですけれども、こうした業務をプロパー職員にいじらせるような形にするとか、かなり設置以来、気を使いながら対応してきているということを、つけ加えさせていただければというふうに思っております。外形的な話でなくて、具体的なお懸念とかがあれば全て対応しますので、具体的なお懸念があればおっしゃっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

この後ですけれども、まずオブザーバーの太陽光発電協会、鈴木さん、それから桑原委員、岩船委員、それから長山委員もう1回ご発言、このあたりで一区切りかなと思っております。

鈴木さん、お願いします。

○鈴木オブザーバー

ありがとうございます。

未稼働案件の対応についてでございます。

系統容量が適切に開放されるという方向は理解しております。その上で、これまでも皆

さんからご発言がございましたように、未稼働になっている状態、ならざるを得ない状態というのは、それぞれケースに応じて理由、要因があるかと存じます。そういった要因も踏まえた形で十分考慮いただいた上で、一定期間という考え方、あり方というのをご検討いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○山地委員長

では、桑原委員、お願いします。

○桑原委員

ありがとうございます。

未稼働案件の点につきましては、高村委員がまとめてくださったところに賛成でございますので、繰り返さないことにしたいと思います。

低圧分割案件のところについて1点コメントを申し上げたいと思うんですけども、資料3の14ページのところですけれども、資料を拝見すると、分割疑義案件が相当数あるというところを拝見いたしましても、ほかの委員の方からご意見があったように、低圧分割に対するインセンティブがこれだけつくということが問題のようにも思いますので、その点についてもう少し検討が必要ではないかと思います。調達価格算定委員会のほうで調達価格等についてご検討していただけるということであれば、それはそれでお願いしたいと思うんですけども、もう一つ、接続費用の負担の点についても検討してもいいのではないかとこのように思いました。

資料の14ページの上のほうのところの1つ目のポイントの②のところ、一般送配電事業者側の負担の接続機器費や事務費が増大するという問題があるというふうに記載されておりますけれども、家庭用など非常に小規模なものは例外的な扱いはあってもいいかもしれませんが、そうでないものについては、接続費用についても応分の負担を求めていくことで、余りインセンティブが、経済的メリットが高まらないようにするといったことも検討していただいてはどうかというふうに思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、岩船委員、お願いします。

○岩船委員

ありがとうございます。

資料2のほうの系統増強の費用の件ですけれども、確かに説明責任はあると思いますし、私は正直言って賦課金でも託送でもいいような気はするんですが、ただ、便益の評価というのはすごく難しく、いろいろな想定に基づいてされることなので費用対便益評価自体が難しいし、当然ネットワークの建設と、あとは想定した発電設備が想定どおり建つとは限らないわけで、そこら辺はやっぱりある程度の割り切りは必要なんではないかなという

ふうに思います。結局、かかる費用はかかる費用として地域と全国でどう割るかという話なので、全体の額は、もちろんきちんとした干渉は必要ですけれども、変わらないわけなので、そこを余りきりきりやっても仕方ないような気もしています。ある程度、もちろんその費用自体が適切かどうかという監視は、今、50、60の変換所のところの増強に関しても、北斗さんのほうで、系統整備委員会のほうでしっかりやっていच्छゃると思っていますので、同じようなスキームでやることは重要かと思えます。

あとは資料3のほうの低圧分割案件に関してなんですけれども、これは先ほどお話があったように、価格に差をつけるというのはもちろん一考かなというふうに思いました。ただ、要するに、50キロワット未満という自家消費じゃないやつを今後どう考えて、どう位置づけていくかということもあるのかなと思います。ただ、このあたりも認めていかないと再エネ導入の目標を満たすためには足りないから要るんだということであれば、やっぱり一生懸命ルールを考えなくてはいけないのですが、うわさに聞けば、法人の実態を隠すために合同会社をつくるとか、親戚の名前を使うとか、ありとあらゆる手を使ってくる人に対して一体どうやって防いでいくのかなという気はします。なので、例えば一生懸命手金で元農家のおじさんが耕作放棄地に50キロワット未満を建てるのはよくて、そうじゃなくて偽名を使う人はよくないという仕分け自体も、結構難しいのではないかなという気もしています。

それで、いろいろな抜け穴を探す人というのは結局、20年たった後もちろんと発電してくれるのかということも疑問だったりもしますし、つまりは、要するに罰則は、例えば今回それを認めなかったとして、その人はもう二度と認可してあげないとかそういうルールになっていけばまた違うかもしれないんですけども、だから、私は正直言って、ここのルールをきりきり詰めるのってすごく難しいし、事務コストばかりかかるのではないかなという懸念があります。なので、いっそ自家消費以外低圧は認めないぐらいの厳しいルールというのも一考に値するかなと思いました。

以上です。

○山地委員長

ありがとうございました。

では、長山委員、お願いします。

○長山委員

松村委員からまた指摘されましたので1点。

先週、欧州のENTSO-Eという、日本の広域機関みたいところの10年カンファレンスに参加してきたんですけども、そこは日本の監視等委員会さんと規制委員会さんが一緒になったような、ACERがアップフロントでかなり詳細な費用便益分析のチェックをしていますので、そういったようなことで、なるべくアップフロントでやるべきではないかというようなことを私は言いたかったと。

例えば、ENTSO-Eはアディクワシーは容量市場の動きとか、フレキサビリティーでも需

給調整市場の動きとか、そういうのを見ながらしっかり計算していますし、CO₂も、今の20ユーロCO₂トンだけじゃなくて300ユーロCO₂トンまで計算して、かなり詳細にやっていますので、そういった費用便益分析の定式化をすべきではないかなというふうに思います。

広域機関さんは、例えば2019年3月の第三者委員会の資料でも、アディクワシーとセキュリティの観点から新々北本は必要ないと言っていて、その後、その資料の中で燃料費とCO₂の観点からは必要かもしれないということで、それで4つのシナリオを出して、一番コストの低い便益の小さいものを選んだというふうに認識しておりますので、言いたいことは、要は費用便益分析を欧州、アメリカ並みにきちんと整備すべきではないかということです。それと、先ほどの資料2の12のスキームの設計のフローの中で、どういうステークホルダーがいて、誰がどういう意思決定をするのかということ、なるべく透明性を持って明確にさせていただきたいということをお願いしたかったところです。

以上です。

○山地委員長

どうもありがとうございました。

特に追加的な意見のご希望がないようでしたら、今までの議論を受けてちょっと事務局から、とりあえず現在対応できるところを対応していただきたいと。

○清水新エネルギー課長

ありがとうございます。

ネットワークのところは、後ほど稲邑のほうからご説明させていただきたいと思います。

資料3の関係で、途中でコメントさせていただきましたので、1点だけ低圧分割のところでございますが、先ほど、最後、岩船委員からもご指摘いただきましたとおり、今後どうしていくのかというところで、前回、地域活用要件の中の議論の中で、まさに太陽光のほうの取り扱いというところについて、来年度以降の方向性として、低圧のところについては、自家消費型に限定する方向としてはどうかというような議論もさせていただいたところがございます。その部分、今後の抜本見直しの中での地域活用要件の設計のあり方という部分とセットで、この議論はしていく必要があるのかなというふうに思っております。

逆に、そういった取り組みの中で、足元で当然そういう意味では、過去の例を踏まえますと、制度を変えたときに駆け込むというような事例も見込まれることから、今回、足元についてもこういった措置を速やかに設定してはどうかということでさせていただきましたが、本日もご指摘いただいたそもそもの価格の設定のあり方も含めて、引き続き検討を進めていきたいと思っております。

○稲邑調整官

ネットワークの関係でございますが、地域間連系線の増強に関して、FIT賦課金方式の活用の議論のところ、複数の委員からご意見をいただきました。

まず、事業の適切性について、ご議論を伺っていますと大きく2つの観点があると思います。1つは、事前の計画自体の妥当性、これはB/C分析も含めてでございます。それから事後のコスト、ちゃんとコスト効率的にやっていたかと、こういう2つの観点があるところでございます。

事前の計画に沿って実際工事した場合に、山内先生から公共事業の話がありましたが、実際例えば穴を掘ってみるとすごい岩盤があって、予見しがたい事情で時間がかかったり、余計コストがかかったり、さらに言うと、例えば世界的に鋼材の価格が上がっていった場合にどうしてもコストが上がる、こういう部分もあると思います。また、松村先生がおっしゃった流用率が事後的にということもございますので、事前の計画の適正担保をしっかりとするというところと、事後的にコスト効率化をやっているかというのは、少し違った見方をするんじゃないかなというふうなことを、伺っていながら考えました。最初の計画について長山委員ご指摘の一般送配電事業者、当然、事業の中心になってまいりますので、一般送配電事業者も議論に加えながら、これを踏まえて広域機関で整備計画をつくっている、こういうものでございます。

それから監視委員会については、今、我々からご説明させていただいた観点は、事後的なコストのところをしっかりとチェックするというところでございます。これは資料に書かせていただいていますように、再エネ寄与分以外の部分、例えば全国の託送料金でやる部分、それから地域の安定供給に貢献する部分は地域の託送料金にかかわってくるところでございますので、こういったところは、現行もそうでございますが、託送料金の審査に当たって監視委員会がしっかりとチェックするような仕組みになってございます。

今、先ほどご議論もありましたが、高村先生からご指摘がありましたように、別の小委員会のほうで託送料金制度全体の議論をしているところでございます。この中でしっかり計画的に整備、それから更新を行っていく、そのための託送料金のあり方を議論してございます。この中で例えばコスト効率化をやっているかという点につきまして、松村先生がおっしゃったように仕様の統一化、こういったことを進めていく、その上で各社の比較をしながら効率的にやっていく、こういう全体的な整合性をとりながら議論していくという形で、託送料金の審査をしていくというふうに考えております。事業の適切性の論点についてはこのように考えております。

それから2点目、交付のタイミングについてキャッシュアウトがいいのではないかと、それから償却のタイミングでやっていくのがいいのではないかとというご議論がありました。これもやや償却のタイミングでやるほうがいいんじゃないかとというご指摘が多かったと思いますが、今の事務局案でございますと、今、託送料金自体でやっていく場合には、料金算定において減価償却費が含まれると、こういう整理になっておりますので、こちらとの整合性も考えていいのではないかとというふうに考えております。

それから、高村委員から、それから大石委員からご指摘がありました、新しいこういった賦課金による系統の整備方式をやるに当たって、しっかりと受益と負担の関係を説明して

いくことが重要ではないかと、ご指摘のとおりでございます。例えば、高村委員がおっしゃったように、需要家に見えるかというところでございますが、これは実際にどのようなコストがかかっていくかというようなことを、しっかり説明していくかということだと思います。電気料金の最後の徴収票に、今、F I T賦課金がかかっているように書くかとか、ここまでのところについて申し上げますと、例えば、桁が多分、今、F I Tの賦課金自体2. 何兆円になっていることに対して、この新しい方式の整備額というのは多分、大分3桁ほど小さい額になってくると思いますので、ここまで0. 0何円というところまで書くかどうか、こういったことも含めて詳細をよく検討しながら、いずれにせよ、おっしゃっていただいたように、しっかり需要家にこの負担が見えるような形でしっかり説明していくというふうに考えてございます。

私のほうからは以上でございます。

○山地委員長

ありがとうございました。

今の事務局からの対応を踏まえて、さらにご発言のご希望がございましたら受けませんが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

大変、後半の議題についても熱心にご議論いただきました。

今、事務局のほうからも説明がありましたけれども、私が聞いている感じだと、一部異論もあったけれども、むしろ事務局案に対する深掘りした議論が多かったように思いますので、全体としては賛同の方向だったかと思えます。

ちょっと整理してみますと、1つは、資料2の次世代ネットワークですけれども、プッシュ型の系統形成をするという大きな方向の中で、再エネ導入に関して言えば、再エネ導入促進効果が認められる範囲で全国一律の賦課金方式を活用してコストを負担すると、この部分をより明瞭にして、名前もちょっと変えたほうがいいんじゃないかというご提案もありましたから、そのあたりも事務局が考えるかと思えます。

その費用は結局、どういう部分かというところ、これもほかの場でも随分議論しましたけれども、広域系統整備計画で定めた再エネのベネフィットの寄与率のところを使うと。

交付のタイミングも先ほど来、議論がありましたけれども、私もやっぱり託送費用と同じようなものでありますから、減価償却費用計上のタイミングという事務局案でよろしいんじゃないかと思えます。異論があったことは踏まえて、事務局には対応していただきたいと思えます。

それから、その他の論点ですけれども、1つは、未稼働案件が系統を仮押さえしている状況から系統を開放するということですが、ここは定義の問題、いろいろな事業者があるものだから、新規認定案件だけではなくて既に認定を受けて未稼働なものも含めて、それで現行の運転開始期限による措置をやっているだけけれども、それに加えて一定期間

経過しても運転を開始しない場合には失効などの法制的な措置をすると、そういう提案であって、これは確認の上、私は合意されたというふうに思います。

それから、低圧分割案件、これもなかなか対応が難しいんですけども、今後、抜本見直しの中で地域活用電源という方向性があるんですけども、まず、しかし、足下の問題もあるということで、審査を厳格化するということで。

それから、抜本見直しに伴っていろいろな業務をF I Pに持っていくとか、そういう執行体制をどうするか、これもいろいろ議論はありましたけれども、まずやっぱり認可法人、広域機関のところで一括化して、しかし、実際の執行は今までやってきたG I Oがやっているわけですから、そのシステムも活用すると、そういう方向で、これも議論はあったけれども、最終的には余り大きな異論ではなかったというふうに私は考えております。

以上が、私のきょうの個人的な取りまとめということになりますが、よろしゅうございますでしょうか、大体。

そうしますと、次回開催について、事務局からお願いします。

○清水新エネルギー課長

次回の開催につきましては、日程が決まり次第、経済産業省のホームページにおいてお知らせいたします。

○山地委員長

ということでございます。

本日は以上で終わります。

どうもありがとうございました。

—了—